

P	節項	修正案	修正箇所	備考	修正根拠																								
本編・推進計画・強化計画																													
第1編 総則																													
3	第1章 計画の考え方 第2節 基本方針 第4項 風水害による被害を低減する対策	<p>近年、全国的にゲリラ豪雨に代表されるような集中豪雨による土砂災害などの懸念もあり、平成26年8月豪雨では広島市で土砂災害による多数の死者が発生しました。平成30年7月豪雨、令和元年台風19号でも、河川の氾濫により各地で甚大な人的、住家被害をもたらしました。</p> <p>また、令和元年10月の台風19号では、各地で多くの人的、家屋被害に見舞われました。宮川や五十鈴川をはじめ、多くの河川が市域を流れ伊勢湾に注いでおり、その地理的特徴から河川の増水や高潮などの被害が過去にも発生しています。平成29年台風第21号では、市内の河川のうち観測所にて観測される全ての河川において、氾濫危険水位を超える水位を観測し、勢田川、桧尻川、矢田川、汁谷川及び横輪川では、水位上昇により溢水するなど大きな被害が発生しております。</p> <p>このような過去の災害を踏まえ、市民の皆さんとのリスクコミュニケーションや、ソフト対策、ハード対策をより充実させて万全を期することにより、風水害による被害を大幅に低減させていくことを目指します。</p>	<p>宮川や五十鈴川をはじめ、多くの河川が市域を流れ伊勢湾に注いでおり、その地理的特徴から河川の増水や高潮などの被害が過去にも発生しています。平成29年台風第21号では、市内の河川のうち観測所にて観測される全ての河川において、氾濫危険水位を超える水位を観測し、勢田川、桧尻川、矢田川、汁谷川及び横輪川では、水位上昇により溢水するなど大きな被害が発生しております。また、近年、全国的にゲリラ豪雨に代表されるような集中豪雨による土砂災害などの懸念もあり、平成26年8月豪雨では広島市で土砂災害による多数の死者が発生しました。</p> <p>このような過去の災害を踏まえ、市民の皆さんとのリスクコミュニケーションや、ソフト対策、ハード対策をより充実させて万全を期することにより、風水害による被害を大幅に低減させていくことを目指します。</p>	修正	情報の更新																								
11	第2章 被害想定 第2節 被害想定 第1項 風水害	<p>① 台風・洪水 (略)</p> <p>宮川の下流部では、五十鈴川、勢田川が合流し、本市の市街地の平地部はこれらの河川沿いにあります。その地盤高は、河川の計画高水位以下であり、ひとたび氾濫すると被害は甚大となります。その他に、外城田川、大堀川、五十鈴川、笹笛川では三重県が特別警戒水位を定めており、その5つの河川に加え、五十鈴川派川・松下川、桧尻川、汁谷川、横輪川、相合川・有田川の浸水想定区域が示されています。</p>	<p>① 台風・洪水 (略)</p> <p>宮川の下流部では、五十鈴川、勢田川が合流し、本市の市街地の平地部はこれらの河川沿いにあります。その地盤高は、河川の計画高水位以下であり、ひとたび氾濫すると被害は甚大となります。その他に、外城田川、大堀川、五十鈴川では三重県が特別警戒水位を定めており、浸水想定区域が示されています。</p>	修正	県管理河川の浸水想定区域図及び浸水深の公表によるもの																								
21	第2章 被害想定 第4節 防災上の事務又は業務の大綱 第1項 市が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱	<p>② 災害対策本部の組織 本部組織の各職務は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>役職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督します。</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を次の順位で代行します。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1. 危機管理課を所管する副市長。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 他の一人の副市長。</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>各災害対応実施の責任者となります。</td> </tr> <tr> <td>チーム員</td> <td>災害対応にあたります。</td> </tr> </tbody> </table>	役職	職務	本部長	災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督します。	副本部長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を次の順位で代行します。		1. 危機管理課を所管する副市長。		2. 他の一人の副市長。	本部長	各災害対応実施の責任者となります。	チーム員	災害対応にあたります。	<p>② 災害対策本部の組織 本部組織の各職務は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>役職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督します。</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行します。</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>各災害対応実施の責任者となります。</td> </tr> <tr> <td>チーム員</td> <td>災害対応にあたります。</td> </tr> </tbody> </table>	役職	職務	本部長	災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督します。	副本部長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行します。	本部長	各災害対応実施の責任者となります。	チーム員	災害対応にあたります。	修正	機構改革に伴うもの
役職	職務																												
本部長	災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督します。																												
副本部長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を次の順位で代行します。																												
	1. 危機管理課を所管する副市長。																												
	2. 他の一人の副市長。																												
本部長	各災害対応実施の責任者となります。																												
チーム員	災害対応にあたります。																												
役職	職務																												
本部長	災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督します。																												
副本部長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行します。																												
本部長	各災害対応実施の責任者となります。																												
チーム員	災害対応にあたります。																												

		<p>※本部長が不在等の非常時には、市長権限委譲順位を次のとおりとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 副市長 2 危機管理部長 3 総務部長 4 参集した職員から最上席の者 <p>※災害発生初動期の順位を決めるもので、職務代理者が決定した場合には、職務代理者が引き継ぐ 市長の職務代理者の順位</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 副市長(席次>年齢>くじ:地方自治法第152条第2項の規定による) 2 総務部長 3 情報戦略局長 4 部長級(職務の級>給料>在職年数>年長>くじ) 	<p>※本部長が不在等の非常時には、市長権限委譲順位を次のとおりとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 副市長 2 危機管理部長 3 総務部長 4 参集した職員から最上席の者 <p>※災害発生初動期の順位を決めるもので、職務代理者が決定した場合には、職務代理者が引き継ぐ 市長の職務代理者の順位</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 副市長 2 総務部長 3 情報戦略局長 4 部長級(職務の級>給料>在職年数>年長>くじ) 	修正	
		第2編 自助・共助			
41	<p>第1章 災害への備え 第2節 防災に対する知識を習得する 第4項 土砂災害に関する情報</p>	<p>土砂災害に関する情報としては、主に土砂災害警戒情報とそれを補足する土砂災害警報判定メッシュ情報があります。 「土砂災害警戒情報」は、大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が非常に高まったときに、市町における[警戒レベル4]避難勧告発令や、市民の皆さんの自主避難開始判断の参考となるように、都道府県と気象庁が共同で発表する警報です。降雨から予測可能な土砂災害のうち、[警戒レベル4]避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や、集中的に発生する急傾斜地崩壊が対象となっています。</p>	<p>土砂災害に関する情報としては、主に土砂災害警戒情報とそれを補足する土砂災害警報判定メッシュ情報があります。 「土砂災害警戒情報」は、大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が非常に高まったときに、市町における避難勧告発令や、市民の皆さんの自主避難開始判断の参考となるように、都道府県と気象庁が共同で発表する警報です。降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や、集中的に発生する急傾斜地崩壊が対象となっています。</p>	修正	警戒レベル導入に伴うもの
42～43	<p>第1章 災害への備え 第2節 防災に対する知識を習得する 第6項 避難に関する情報</p>	<p>市から市民の皆さんに避難を促すための避難情報には、「[警戒レベル3]避難準備・高齢者等避難開始」、「[警戒レベル4]避難勧告」及び、「[警戒レベル4]避難指示(緊急)」、「[警戒レベル5]災害発生情報」があります。避難に関する情報の内容をよく理解し、状況に応じて適切に行動しましょう。 また、市長は、基本法第63条第1項に基づき、災害が発生して生命に危険がある場合に警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、禁止、退去を命ずることがあります。 ●避難勧告・指示(緊急)等の実施機関 P.46</p>	<p>市から市民の皆さんに避難を促すための避難情報には、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」及び「避難指示(緊急)」があります。避難に関する情報の内容をよく理解し、状況に応じて適切に行動しましょう。 また、市長は、基本法第63条第1項に基づき、災害が発生して生命に危険がある場合に警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、禁止、退去を命ずることがあります。 ●避難勧告・指示(緊急)等の実施機関 P.46</p>	修正	警戒レベル導入に伴うもの

42～43	<p>第1章 災害への備え 第2節 防災に対する知識を習得する 第6項 避難に関する情報</p>	<p>【避難情報の種類】 市が発令する避難情報は下記の4・5種類があります。これらの情報は、災害ごとに発令の目安となる基準を「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」として整理し、ホームページで公表しています。*</p> <p>避難情報の種類。</p> <table border="1" data-bbox="515 263 1176 678"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要配慮者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるものです(基本法第56条)。</td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル4】避難勧告</td> <td>災害によって被害が予測される地域に住んでいる人に対して、避難を勧めるものです(基本法第60条)。</td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル4】避難指示(緊急)</td> <td>市民に対し、避難勧告よりも強く避難を求めるものです。避難勧告よりも急を要する場合や、人に被害がでる危険性が高まった場合に発表します(基本法第60条)。</td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル5】災害発生情報</td> <td>市内で災害が実際に発生していることを知らせるものです。命を守る行動を最優先することを求める場合に発表します(基本法第60条)。</td> </tr> <tr> <td>警戒区域</td> <td>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができるとされています(基本法第63条)。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始	市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、 災害時要配慮者 に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるものです(基本法第56条)。	【警戒レベル4】避難勧告	災害によって被害が予測される地域に住んでいる人に対して、避難を勧めるものです(基本法第60条)。	【警戒レベル4】避難指示(緊急)	市民に対し、 避難勧告 よりも強く避難を求めるものです。 避難勧告 よりも急を要する場合や、人に被害がでる危険性が高まった場合に発表します(基本法第60条)。	【警戒レベル5】災害発生情報	市内で 災害が実際に発生していることを知らせるものです。命を守る行動を最優先することを求める場合に発表します(基本法第60条)。	警戒区域	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができるとされています(基本法第63条)。	<p>【避難情報の種類】 市が発令する避難情報は下記の4種類があります。これらの情報は、災害ごとに発令の目安となる基準を「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」として整理し、ホームページで公表しています。*</p> <p>避難情報の種類。</p> <table border="1" data-bbox="1198 263 1859 558"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要配慮者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるものです(基本法第56条)。</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>災害によって被害が予測される地域に住んでいる人に対して、避難を勧めるものです(基本法第60条)。</td> </tr> <tr> <td>避難指示(緊急)</td> <td>市民に対し、避難勧告よりも強く避難を求めるものです。避難勧告よりも急を要する場合や、人に被害がでる危険性が高まった場合に発表します(基本法第60条)。</td> </tr> <tr> <td>警戒区域</td> <td>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができるとされています(基本法第63条)。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	避難準備・高齢者等避難開始	市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、 災害時要配慮者 に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるものです(基本法第56条)。	避難勧告	災害によって被害が予測される地域に住んでいる人に対して、避難を勧めるものです(基本法第60条)。	避難指示(緊急)	市民に対し、 避難勧告 よりも強く避難を求めるものです。 避難勧告 よりも急を要する場合や、人に被害がでる危険性が高まった場合に発表します(基本法第60条)。	警戒区域	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができるとされています(基本法第63条)。	修正	警戒レベル導入に伴うもの
種類	内容																										
【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始	市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、 災害時要配慮者 に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるものです(基本法第56条)。																										
【警戒レベル4】避難勧告	災害によって被害が予測される地域に住んでいる人に対して、避難を勧めるものです(基本法第60条)。																										
【警戒レベル4】避難指示(緊急)	市民に対し、 避難勧告 よりも強く避難を求めるものです。 避難勧告 よりも急を要する場合や、人に被害がでる危険性が高まった場合に発表します(基本法第60条)。																										
【警戒レベル5】災害発生情報	市内で 災害が実際に発生していることを知らせるものです。命を守る行動を最優先することを求める場合に発表します(基本法第60条)。																										
警戒区域	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができるとされています(基本法第63条)。																										
種類	内容																										
避難準備・高齢者等避難開始	市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、 災害時要配慮者 に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるものです(基本法第56条)。																										
避難勧告	災害によって被害が予測される地域に住んでいる人に対して、避難を勧めるものです(基本法第60条)。																										
避難指示(緊急)	市民に対し、 避難勧告 よりも強く避難を求めるものです。 避難勧告 よりも急を要する場合や、人に被害がでる危険性が高まった場合に発表します(基本法第60条)。																										
警戒区域	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができるとされています(基本法第63条)。																										
44	<p>第1章 災害への備え 第3節 防災情報を入手する 第1項 防災情報の入手先を確認する</p>	<p>③ 防災行政無線 災害が予想される場合、【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】避難勧告、【警戒レベル4】避難指示(緊急)、【警戒レベル5】災害発生情報、津波注意報等の情報を、市内各所に設置された屋外拡声子局からのサイレンや音声、ケーブルテレビ行政チャンネルのテロップ等により提供しています。</p>	<p>③ 防災行政無線 災害が予想される場合、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、津波注意報等の情報を、市内各所に設置された屋外拡声子局からのサイレンや音声、ケーブルテレビ行政チャンネルのテロップ等により提供しています。</p>	修正	警戒レベル導入によるもの																						
45	<p>第1章 災害への備え 第3節 防災情報を入手する 第1項 防災情報の入手先を確認する</p>	<p>⑤ 防災アプリ Yahoo!JAPANの防災速報アプリからも、伊勢市を自分の地域に設定するか位置情報を利用すれば、災害情報を取得することができます。</p>		新規	新規災害協定によるもの																						
46	<p>第1章 災害への備え 第3節 防災情報を入手する 第1項 防災情報の入手先を確認する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●防災メール 防災行政無線の放送内容と火災情報、防犯情報を登録したメールアドレスへ配信するサービスです。* ●防災行政無線電話サービス 防災行政無線の放送内容を電話で確認することができます。* ●防災FAXサービス 防災行政無線の放送内容を登録されたFAXへ通知します。* ●ケーブルテレビ行政チャンネル 防災行政無線の放送内容をケーブルテレビ行政チャンネルのテレビ画面に文字で情報流します。* ●緊急速報メール 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】避難勧告、【警戒レベル4】避難指示(緊急)、【警戒レベル5】災害発生情報、津波警報・特別警報又は国民保護情報等の防災行政無線でお知らせする情報を当該エリアのNTTドコモ、au、ソフトバンクの対応機種へ配信します。* 	<ul style="list-style-type: none"> ●防災メール 防災行政無線の放送内容と火災情報、防犯情報を登録したメールアドレスへ配信するサービスです。* ●防災行政無線電話サービス 防災行政無線の放送内容を電話で確認することができます。* ●防災FAXサービス 防災行政無線の放送内容を登録されたFAXへ通知します。* ●ケーブルテレビ行政チャンネル 防災行政無線の放送内容をケーブルテレビ行政チャンネルのテレビ画面に文字で情報流します。* ●緊急速報メール 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、津波警報・特別警報又は国民保護情報等の防災行政無線でお知らせする情報を当該エリアのNTTドコモ、au、ソフトバンクの対応機種へ配信します。* 	修正	警戒レベル導入によるもの																						

49	第1章 災害への備え 第4節 家庭での対策 第1項 家庭での日頃の備え	<p style="text-align: center;">市の取り組み</p> <p style="text-align: center;">9 耐震シェルター設置補助制度 (建築住宅課)</p> <p>木造住宅の無料耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い」と診断された2階以下の木造住宅に居住する65歳以上の高齢者のみで構成される世帯や、一定条件に該当する者が同居する世帯が耐震シェルターを1階部分に設置する際に要した費用の3分の2(上限あり)の補助を受けることができます。</p>	<p style="text-align: center;">市の取り組み</p> <p style="text-align: center;">9 耐震シェルター設置補助制度 (建築住宅課)</p> <p>木造住宅の無料耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い」と診断された2階以下の木造住宅に居住する65歳以上の高齢者のみで構成される世帯や、一定条件に該当する者が同居する世帯が耐震シェルターを1階部分に設置する際に要した費用の3分の2(上限あり)の補助を受けることができます。</p>	修正	業務の見直しによる
49	第1章 災害への備え 第4節 家庭での対策 第1項 家庭での日頃の備え	<p style="text-align: center;">県の取り組み</p> <p style="text-align: center;">10 「Myまっぷらん」の作成</p> <p>三重県では、津波から県民の命を守るため、「Myまっぷらん」という取り組みを進めています。配布される紙には、自分や家族の氏名、緊急時の持ち出し品の確認リストが付いているほか、大きな特徴として、裏面に各々の地域の詳細な地図が記載されています。いざというときに、どの道路・歩道を通して高台に避難するかを、あらかじめ住民が確認して記入することができるようになっています。実際に街中を歩いて調べておくと、避難場所に向かうまでに、地震のときに倒壊するかもしれないブロック塀や橋等、危険箇所を確認しておくことができます。こうした危険箇所を地図に記入し、事前に避難ルートを確認しておくことで、少しでも短い時間で安全に避難できるようにするものです。</p> <p>伊勢市としては、デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路作成が可能となる「Myまっぷらん+ (プラス)」等を活用した地域独自の避難計画づくりの促進を図ります。</p>	<p style="text-align: center;">県の取り組み</p> <p style="text-align: center;">10 「Myまっぷらん」の作成</p> <p>三重県では、津波から県民の命を守るため、「Myまっぷらん」という取り組みを進めています。配布される紙には、自分や家族の氏名、緊急時の持ち出し品の確認リストが付いているほか、大きな特徴として、裏面に各々の地域の詳細な地図が記載されています。いざというときに、どの道路・歩道を通して高台に避難するかを、あらかじめ住民が確認して記入することができるようになっています。実際に街中を歩いて調べておくと、避難場所に向かうまでに、地震のときに倒壊するかもしれないブロック塀や橋等、危険箇所を確認しておくことができます。こうした危険箇所を地図に記入し、事前に避難ルートを確認しておくことで、少しでも短い時間で安全に避難できるようにするものです。</p>	修正	三重県地域防災計画の修正による
62	第1章 災害への備え 第6節 事業所の防災対策 第7項 自衛消防組織等の強化	<p style="text-align: center;">7 自衛消防組織等自主防災体制</p> <p>民間施設の自衛消防組織等の自主防災体制については、震災を考慮した防災活動の充実強化を図るとともに、地域の自主防災組織との連携を推進し、施設の管理者、自治会、住民等が一体となった自主防災体制の確立に努めましょう。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">市の取り組み</p> <p style="text-align: center;">33 事業者に対する自衛防災計画の作成指導 (予防課)</p> <p>複数の人が出入りする一定規模以上の施設の管理者、事業者に対し、本計画との連携を保った自衛防災計画の作成を指導します。</p> <p>ア 自衛防災計画は、予防計画、教育訓練計画及び応急対策計画に区分して作成します。</p> <p>イ 予防計画は、予防管理組織の編成、火気使用施設及び指定可燃物等の点検整備及び消火設備、避難設備、警報設備等の点検整備、その他建物等の点検整備について定めることとします。</p> <p>ウ 教育訓練計画は、従業員に対する計画的な防災教育及び応急対策訓練の実施について定めることとします。</p> <p>エ 応急対策計画は、災害時における応急活動組織の編成、情報の収集伝達、出火防止と初期消火、避難誘導、救出救護等の活動計画を定めることとします。</p> <p>一定規模以上の施設の事業者には、消防法に基づき防火管理者を置くことが義務付けられています。</p> <p>また、防火管理者は、自衛消防の組織や火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、避難訓練、避難誘導方法等、必要な事項を定めた消防計画を作成する必要があります。</p> <p>市では消防計画作成にかかる指導及び計画に基づく訓練指導を行っています。</p> </div>	<p style="text-align: center;">7 自衛消防組織等の強化</p> <p>民間施設の自衛消防組織等の自主防災体制については、震災を考慮した防災活動の充実強化を図るとともに、地域の自主防災組織との連携を推進し、施設の管理者、自治会、住民等が一体となった自主防災体制の確立に努めましょう。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">市の取り組み</p> <p style="text-align: center;">33 事業者に対する自衛防災計画の作成指導 (予防課)</p> <p>複数の人が出入りする一定規模以上の施設の管理者、事業者に対し、本計画との連携を保った自衛防災計画の作成を指導します。</p> <p>ア 自衛防災計画は、予防計画、教育訓練計画及び応急対策計画に区分して作成します。</p> <p>イ 予防計画は、予防管理組織の編成、火気使用施設及び指定可燃物等の点検整備及び消火設備、避難設備、警報設備等の点検整備、その他建物等の点検整備について定めることとします。</p> <p>ウ 教育訓練計画は、従業員に対する計画的な防災教育及び応急対策訓練の実施について定めることとします。</p> <p>エ 応急対策計画は、災害時における応急活動組織の編成、情報の収集伝達、出火防止と初期消火、避難誘導、救出救護等の活動計画を定めることとします。</p> </div>	修正	業務内容の見直し

64	第1章 災害への備え 第7節 協働による防災まちづくり 第2項 災害時に支援が必要な人を地域で 守る	<p style="text-align: center;">市の取り組み (高齢者支援課)</p> <p>3 6 避難行動要支援者の安全確保</p> <p>避難行動要支援者制度とは、高齢者や障がいのある人など、災害時に支援が必要と思われる人(避難行動要支援者)のうち、自分や家族の支援だけでは避難することが困難な人の情報を、本人や家族などの同意に基づき「防災ささえあい名簿」に登録し、避難支援等関係者に平常時から提供することで、日頃の見守り活動や災害時の支援体制づくりに役立てる制度です。</p> <p>この制度では、避難行動要支援者の皆さんが「誰と」「どのように」「どこに」避難をするのか、また避難の際や避難所では「どのようなことに気をつけるのか」といった、一人一人の「個別避難支援計画」を地域の皆さんと一緒に作成し、災害に備えることを目的としています。</p> <p>災害時要援護者を含む避難行動要支援者への支援については、具体的な方向性を「伊勢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」において定めています。</p>	<p style="text-align: center;">市の取り組み (高齢者支援課)</p> <p>3 6 避難行動要支援者の安全確保</p> <p>災害時要援護者登録制度とは、災害時要援護者からの申請に基づき台帳を作成し、この台帳を自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、地域包括支援センター等に提供することにより、災害に備えた地域づくりを支援する制度です。</p> <p>この制度では、災害時要援護者の皆さんが「誰と」「どのように」「どこに」避難をするのか、また避難の際や避難所では「どのようなことに気をつけるのか」といった、一人一人の「個別避難支援計画」を地域の皆さんと一緒に作成し、災害に備えることを目的としています。</p> <p>災害時要援護者を含む避難行動要支援者への支援については、具体的な方向性を「伊勢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」において定めています。</p>	修正	災害対策基本法第49条の改正による
70	第2章 いのちを守る 第2節 適切な避難行動をとる 第5項 ペットと一緒に避難する	<p>災害時には飼い主とはぐれたペットが放浪状態となったり、飼い主とペットが共に避難できた場合でも、動物アレルギーがある方や動物が苦手な方との避難生活に苦慮したりと、様々な問題が発生する可能性があります。</p> <p>万が一の災害に備えて、同行避難が可能な避難所を確認しておくことや、ペットを預かってくれるところをさがしておくことと安心です。ペットと同行避難をする場合には、ペットのためのケージや食料等を持参しましょう。また、避難所は多くの避難者との共同生活の場となりますので日ごろから適切な飼育を心がけ、避難所では避難所運営者の指示に従って避難生活を送りましょう。</p>	<p>災害時には飼い主とはぐれたペットが放浪状態となったり、飼い主とペットが共に避難できた場合でも、動物アレルギーがある方や動物が苦手な方との避難生活に苦慮したりと、様々な問題が発生する可能性があります。</p> <p>災害発生時においても、飼い主はペットと共に生活していくことが大切です。ペットのための備蓄を持参し、同行避難をしましょう。また、避難所は多くの避難者との共同生活の場となりますので適切な飼育を心がけましょう。</p>	修正	業務の見直し
71	第2章 いのちを守る 第2節 適切な避難行動をとる 第5項 ペットと一緒に避難する	<p style="text-align: center;">市の取り組み</p> <p>4 0 避難対策 (企画チーム、避難所チーム)</p> <p>災害時において人命を守るため、市民の皆さんの避難に関する計画を定めます。人的被害が発生したとき又は発生が予測されるとき、被害を最小限に止めるために、【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始や【警戒レベル4】避難勧告、【警戒レベル4】避難指示(緊急)を伝達し、避難誘導を行う等、市民の皆さんの安全な避難を図ります。</p> <p>また、大規模災害では多くの人々が住まいを失うことが想定されることから、避難生活施設の開設・運営体制を整えます。</p> <p>① 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】避難勧告、【警戒レベル4】避難指示(緊急)に基づく避難誘導の実施</p> <p>災害や事故の発生によって人命の危険が予測されるときは、市は【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】避難勧告、【警戒レベル4】避難指示(緊急)を発令し、当該地域住民に伝達し、適切な避難誘導を実施します。</p> <p>② 避難方法及び避難誘導・情報伝達体制</p> <p>防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動要支援者に対して、伊勢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画に基づく支援に努めます。</p> <p>また、避難誘導にあたっては、市職員、消防職員、消防団員が自主防災組織、自治会、民生委員等と協力し、災害時要配慮者を優先して行います。</p> <p>氾濫注意水位(洪水予報発表)に達した際、また、土砂災害の危険性(土砂災害警戒情報の発表)が生じた際には、浸水想定区域内の要配慮者利用施設(水防法第15条第1項第4号ロ、土砂災害防止法8条)に対して、避難所の開設情報、【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】避難勧告及び【警戒レベル4】避難指示(緊急)等の情報をFAXで送信します。</p> <p>なお、指定避難所では対応が難しいと市が判断した方について福祉避難所での受入れを調整し搬送します。</p>	<p style="text-align: center;">市の取り組み</p> <p>4 0 避難対策 (企画チーム、避難所チーム)</p> <p>災害時において人命を守るため、市民の皆さんの避難に関する計画を定めます。人的被害が発生したとき又は発生が予測されるとき、被害を最小限に止めるために、避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告、避難指示(緊急)を伝達し、避難誘導を行う等、市民の皆さんの安全な避難を図ります。</p> <p>また、大規模災害では多くの人々が住まいを失うことが想定されることから、避難生活施設の開設・運営体制を整えます。</p> <p>① 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)に基づく避難誘導の実施</p> <p>災害や事故の発生によって人命の危険が予測されるときは、市は避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を発令し、当該地域住民に伝達し、適切な避難誘導を実施します。</p> <p>② 避難方法及び避難誘導・情報伝達体制</p> <p>防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動要支援者に対して、伊勢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画に基づく支援に努めます。</p> <p>また、避難誘導にあたっては、市職員、消防職員、消防団員が自主防災組織、自治会、民生委員等と協力し、災害時要配慮者を優先して行います。</p> <p>氾濫注意水位(洪水予報発表)に達した際、また、土砂災害の危険性(土砂災害警戒情報の発表)が生じた際には、浸水想定区域内の要配慮者利用施設(水防法第15条第1項第4号ロ、土砂災害防止法8条)に対して、避難所の開設情報、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示(緊急)等の情報をFAXで送信します。</p> <p>なお、指定避難所では対応が難しいと市が判断した方について福祉避難所での受入れを調整し搬送します。</p>	修正	警戒レベル導入による

73	第2章 いのちを守る 第3節 地域で組織的に活動する 第4項 災害時要配慮者を支える	地域には、災害から身を守るために必要な情報の把握や、安全な場所へ避難し避難生活を送るなどといった、災害時の一連の行動に対してハンディーキャップをお持ちの方(災害時要配慮者)がいます。このうち、 避難行動要支援者の方については、本人や家族の同意に基づき市が「防災ささえあい名簿」を作成し、避難支援等関係者にお渡しすることにより情報を共有しています。 災害発生時には、 名簿の活用等により避難行動要支援者を支援するとともに、何らかの支援を必要とする方々について地域のみならずで支えあい、かけがえのない命を守りましょう。	地域には、災害から身を守るために必要な情報の把握や、安全な場所へ避難し避難生活を送るなどといった、災害時の一連の行動に対してハンディーキャップをお持ちの方(災害時要配慮者)がいます。このうち、災害時要援護者の方については、市が災害時要援護者登録台帳を作成し、避難支援等関係者にお渡しすることにより情報を共有しています。災害発生時には、台帳の活用等により災害時要援護者を支援するとともに、何らかの支援を必要とする方々について地域のみならずで支えあい、かけがえのない命を守りましょう。	修正	災害対策基本法第49条の改正による																								
77	第3章 いのちをつなぐ 第1節 避難所を主体的に運営する 第4項 避難所運営訓練を実施する	<p align="center">市の取り組み</p> <p>4.6 避難所運営体制づくりのサポート (危機管理課)</p> <p>① 避難所運営マニュアル作成 それぞれの地域が災害時に円滑に機能する避難所運営マニュアルを作成するサポートをします。</p> <p>② 避難所運営訓練実施 それぞれの地域が避難所の開設から運営までの一連の流れを確認する訓練の実施をサポートします。</p> <p>③ 感染症対策 避難所における感染症対策として、衛生資材の備蓄を行ないます。また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設等を避難所として活用することを検討します。</p>	<p align="center">市の取り組み</p> <p>4.6 避難所運営体制づくりのサポート (危機管理課)</p> <p>① 避難所運営マニュアル作成 それぞれの地域が災害時に円滑に機能する避難所運営マニュアルを作成するサポートをします。</p> <p>② 避難所運営訓練実施 それぞれの地域が避難所の開設から運営までの一連の流れを確認する訓練の実施をサポートします。</p>	修正	内閣府防災基本計画の修正に伴うもの																								
80	第4章 再建への足掛かり 第2節 様々な支援を活用した生活復旧 第6項 再就職に向けた職業斡旋等を活用する	<p align="center">市の取り組み</p> <p>4.7 被害認定調査 (生活再建チーム)</p> <p>被害認定調査は、内閣府が定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」によって、原則として被害を受けた全ての家屋を対象に市が実施します。同指針には、地震による被害、水害による被害、風害による被害について、その判定基準が定められています。なお、火災については、消防庁が定めた「災害報告取扱要領」によって消防本部が実施します。</p> <p>被害認定調査では職員が現地調査等を行うため、広範囲で被害が発生した場合、調査完了までに多くの日数を要する可能性があります(大規模な災害が発生し、被害が多数発生している場合は、迅速に罹災証明書の発行を行うために、外観だけで調査する方法をとる場合もあります)。</p> <p>住宅の屋根、壁等の経済的被害の全体に占める割合(=損害割合)に基づき、被害の程度を判定します。これを『罹災判定』といいます。</p> <p>また、被害認定調査の結果に不服がある場合には、再調査を申請することができます。</p> <table border="1" data-bbox="548 1005 1153 1069"> <tr> <td>被害の程度</td> <td>全壊</td> <td>大規模半壊</td> <td>中規模半壊</td> <td>半壊</td> <td>準半壊</td> <td>一部破損</td> </tr> <tr> <td>損害割合</td> <td>50%以上</td> <td>40%以上 50%未満</td> <td>30%以上 40%未満</td> <td>20%以上 30%未満</td> <td>10%以上 20%未満</td> <td>10%未満</td> </tr> </table> <p align="center">市の取り組み</p> <p>5.3 住宅再建に対する支援策 (建築住宅課(住宅政策課))</p> <p>被災した住宅を再建するための支援は、大きく分けて2つあります。</p> <p>ア 自力再建にかかる支援(ご自身で新築又は購入、補修する方向け)。 住宅の新築・取得、補修にあたって、建替え等資金助成、融資制度の利子補給等により、住宅の自力再建を支援します。 建替え等資金助成や融資制度の情報を提供することにより住宅の自力再建を支援します。</p> <p>イ 災害公営住宅等の賃貸住宅にかかる支援 自力再建が困難な被災者にかかる支援 自力再建が困難な被災者に対しては、災害公営住宅の整備を進め、安定した生活確保を支援します。</p>	被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部破損	損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満	<p align="center">市の取り組み</p> <p>4.7 被害認定調査 (生活再建チーム)</p> <p>被害認定調査は、内閣府が定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」によって、原則として被害を受けた全ての家屋を対象に市が実施します。同指針には、地震による被害、水害による被害、風害による被害について、その判定基準が定められています。なお、火災については、消防庁が定めた「災害報告取扱要領」によって消防本部が実施します。</p> <p>被害認定調査では職員が現地調査等を行うため、広範囲で被害が発生した場合、調査完了までに多くの日数を要する可能性があります(大規模な災害が発生し、被害が多数発生している場合は、迅速に罹災証明書の発行を行うために、外観だけで調査する方法をとる場合もあります)。</p> <p>住宅の屋根、壁等の経済的被害の全体に占める割合(=損害割合)に基づき、被害の程度を判定します。これを『罹災判定』といいます。</p> <p>また、被害認定調査の結果に不服がある場合には、再調査を申請することができます。</p> <table border="1" data-bbox="1288 1005 1803 1069"> <tr> <td>被害の程度</td> <td>全壊</td> <td>大規模半壊</td> <td>半壊</td> <td>一部損壊</td> </tr> <tr> <td>損害割合</td> <td>50%以上</td> <td>40%以上 50%未満</td> <td>20%以上 40%未満</td> <td>20%未満</td> </tr> </table> <p align="center">市の取り組み</p> <p>5.3 住宅再建に対する支援策 (建築住宅課)</p> <p>被災した住宅を再建するための支援は、大きく分けて2つあります。</p> <p>ア 自力再建にかかる支援(ご自身で新築又は購入、補修する方向け)。 住宅の新築・取得、補修にあたって、建替え等資金助成、融資制度の利子補給等により、住宅の自力再建を支援します。</p> <p>イ 災害公営住宅等の賃貸住宅にかかる支援。 自力再建が困難な被災者に対しては、災害公営住宅の整備を進め、安定した生活確保を支援します。</p>	被害の程度	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満	20%未満	修正	被災者生活再建支援法の改正による
被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部破損																							
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満																							
被害の程度	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊																									
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満	20%未満																									

		第3編 公助						
95	第1章 災害応急活動の体制づくり 第3節 消防体制の整備	対策名	担当	関係機関	対策名	担当	関係機関	
		3. 林野火災予防対策	消防本部	三重県、自衛隊	3. 林野火災予防対策	消防本部	三重県、自衛隊	
		林野火災が発生すると、地理的条件、気象状況等によって消火活動に困難をきたすため、関係機関等との調整を行い、空中消火及び消防用水の供給の要請体制の確立に努めます。		林野火災が発生すると、地理的条件、気象状況等によって消火活動に困難をきたすため、関係機関等との調整を行い、空中消火の要請体制の確立に努めます。		●消防関係団体 ④林野火災対策備蓄機材（市保有） P.75		
		対策名	担当	関係機関	対策名	担当	関係機関	
		4. 海上災害予防対策	消防本部	海上保安庁	4. 海上災害予防対策	消防本部	海上保安庁	
海上における船舶の座礁、衝突、火災、沈没等の事故等による海上流出油等の災害を防止するため、関係機関と協力し、災害対策用資機材等の整備に努めます。		海上における船舶の座礁、衝突、火災、沈没等の事故等による海上流出油等の災害を防止するため、関係機関と協力し、災害対策用資機材等の整備に努めます。		●消防関係団体 ④林野火災対策備蓄機材（市保有） P.75				
対策名	担当	関係機関	対策名	担当	関係機関			
5. 危険物施設等災害予防対策	消防本部、施設管理者	危険物管理監督者、輸送業者	5. 危険物施設等災害予防対策	消防本部、施設管理者	危険物管理監督者、輸送業者			
危険物は、その取扱いを誤ると、爆発など、災害を誘発するおそれがあるため、立入検査を行い、事故発生防止に努めます。		危険物は、その取扱いを誤ると、爆発など、災害を誘発するおそれがあるため、立入検査を行い、事故発生防止に努めます。		危険物施設において火災、流出などの事故が発生すると、地域社会の人々に与える影響が極めて大きいため、危険物施設の立入検査を行い、危険物施設の設置・管理に不備が認められる施設に対して改善指導を行います。				
また、危険物保安監督者及び施設管理者への指導に努めます。		また、危険物保安監督者及び施設管理者への指導に努めます。						
101	第1章 災害応急活動の体制づくり 第9節 食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄、調達	対策名	担当	関係機関	対策名	担当	関係機関	
		1. 個人、地域の備蓄推進	危機管理課	-	1. 個人、地域の備蓄推進	危機管理課	-	
		自らの身の安全は自らが守ることが防災の基本であることを周知し、大規模災害に備えた最低3日分（7日分以上推奨）の食料や飲料水等の家庭内備蓄と、災害時に迅速に持ち出すための非常持出品の準備について啓発・普及を図ります。		自らの身の安全は自らが守ることが防災の基本であることを周知し、大規模災害に備えた最低3日分（7日分以上推奨）の食料や飲料水等の家庭内備蓄と、災害時に迅速に持ち出すための非常持出品の準備について啓発・普及を図ります。		●協定等一覧 P.127		
		対策名	担当	関係機関	対策名	担当	関係機関	
		2. 市の備蓄の推進	危機管理課	-	2. 市の備蓄の推進	危機管理課	-	
		市に想定される南海トラフ地震の被害想定に基づき作成した備蓄計画に基づき、計画的な配備に努めます。避難所における感染症対策用の物品についても備蓄を行います。また、備蓄物資を計画的に点検し災害発生時にその機能を十分発揮できるよう努めます。		市に想定される南海トラフ地震の被害想定に基づき作成した備蓄計画に基づき、計画的な配備に努めます。また、備蓄物資を計画的に点検し災害発生時にその機能を十分発揮できるよう努めます。		●協定等一覧 P.127		
		対策名	担当	関係機関	対策名	担当	関係機関	
		3. 必要物資調達体制の整備	全てのチーム	-	3. 必要物資調達体制の整備	全てのチーム	-	
		災害時に迅速かつ円滑に必要物資を調達し、避難者に提供できるよう、関係業界団体との協定の締結に努め、連携体制の構築と訓練の実施に努めます。		災害時に迅速かつ円滑に必要物資を調達し、避難者に提供できるよう、関係業界団体との協定の締結に努め、連携体制の構築と訓練の実施に努めます。		●協定等一覧 P.127		
		対策名	担当	関係機関	対策名	担当	関係機関	
4. 物資管理体制の構築	物資チーム	-	4. 物資管理体制の構築	物資チーム	-			
災害時に、市の備蓄物資や、プッシュ型を含む支援物資の入庫管理及び避難所等への配送を適切かつ円滑に行うため、物資集積拠点の運営を物流事業者等へ委託します。		災害時に、市の備蓄物資や、プッシュ型を含む支援物資の入庫管理及び避難所等への配送を適切かつ円滑に行うため、物資集積拠点の運営を物流事業者等へ委託します。		●協定等一覧 P.8				
対策名	担当	関係機関	対策名	担当	関係機関			
5. 備蓄倉庫の整備	防災施設整備課	-	5. 備蓄倉庫の整備	防災施設整備課	-			
備蓄物資及び防災資機材を保管するために備蓄倉庫を計画的に整備するとともに、公共施設の空きスペース等の利用により備蓄物資等の保管場所の確保に努めます。		備蓄物資及び防災資機材を保管するために備蓄倉庫を計画的に整備するとともに、公共施設の空きスペース等の利用により備蓄物資等の保管場所の確保に努めます。		●備蓄倉庫一覧 P.8				
●備蓄倉庫一覧 P.8		●備蓄倉庫一覧 P.8						

修正

業務の見直し

修正

内閣府防災基本計画の修正による

102	第1章 災害応急活動の体制づくり 第10節 保健衛生、防疫体制の整備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 感染症対策</td> <td>医療保健チーム</td> <td>伊勢保健所</td> </tr> <tr> <td colspan="3">災害時の衛生や安全に関わる事項や、避難所における衛生管理対策について市民の皆さんに周知を図ります。 ●協定等一覧 P.127。</td> </tr> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>2. 保健衛生対策</td> <td>医療保健チーム</td> <td>伊勢保健所、三重県</td> </tr> <tr> <td colspan="3">災害時の保健活動、健康相談を適切に実施するための体制を構築します。また、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病など、過去の災害の避難所で発生した問題と対処、予防方法について周知を図ります。</td> </tr> </tbody> </table>	対策名	担当	関係機関	1. 感染症対策	医療保健チーム	伊勢保健所	災害時の衛生や安全に関わる事項や、避難所における衛生管理対策について市民の皆さんに周知を図ります。 ●協定等一覧 P.127。			対策名	担当	関係機関	2. 保健衛生対策	医療保健チーム	伊勢保健所、三重県	災害時の保健活動、健康相談を適切に実施するための体制を構築します。また、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病など、過去の災害の避難所で発生した問題と対処、予防方法について周知を図ります。			<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 感染症対策</td> <td>医療保健チーム</td> <td>伊勢保健所</td> </tr> <tr> <td colspan="3">災害時の衛生や安全に関わる事項や、避難所における衛生管理対策について市民の皆さんに周知を図ります。 ●協定等一覧 P.127。</td> </tr> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>2. 保健衛生対策</td> <td>医療保健チーム</td> <td>伊勢保健所、三重県</td> </tr> <tr> <td colspan="3">災害時の保健活動、健康相談を適切に実施するための体制を構築します。また、エコノミークラス症候群や生活不活発病など、過去の災害の避難所で発生した問題と対処、予防方法について周知を図ります。</td> </tr> </tbody> </table>	対策名	担当	関係機関	1. 感染症対策	医療保健チーム	伊勢保健所	災害時の衛生や安全に関わる事項や、避難所における衛生管理対策について市民の皆さんに周知を図ります。 ●協定等一覧 P.127。			対策名	担当	関係機関	2. 保健衛生対策	医療保健チーム	伊勢保健所、三重県	災害時の保健活動、健康相談を適切に実施するための体制を構築します。また、エコノミークラス症候群や生活不活発病など、過去の災害の避難所で発生した問題と対処、予防方法について周知を図ります。			修正	内閣府防災基本計画の修正による																		
		対策名	担当	関係機関																																																							
1. 感染症対策	医療保健チーム	伊勢保健所																																																									
災害時の衛生や安全に関わる事項や、避難所における衛生管理対策について市民の皆さんに周知を図ります。 ●協定等一覧 P.127。																																																											
対策名	担当	関係機関																																																									
2. 保健衛生対策	医療保健チーム	伊勢保健所、三重県																																																									
災害時の保健活動、健康相談を適切に実施するための体制を構築します。また、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病など、過去の災害の避難所で発生した問題と対処、予防方法について周知を図ります。																																																											
対策名	担当	関係機関																																																									
1. 感染症対策	医療保健チーム	伊勢保健所																																																									
災害時の衛生や安全に関わる事項や、避難所における衛生管理対策について市民の皆さんに周知を図ります。 ●協定等一覧 P.127。																																																											
対策名	担当	関係機関																																																									
2. 保健衛生対策	医療保健チーム	伊勢保健所、三重県																																																									
災害時の保健活動、健康相談を適切に実施するための体制を構築します。また、エコノミークラス症候群や生活不活発病など、過去の災害の避難所で発生した問題と対処、予防方法について周知を図ります。																																																											
105	第1章 災害応急活動の体制づくり 第13節 被災者生活支援	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被災者台帳の整備</td> <td>生活再建チーム</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="3">個々の被災者の被害状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成を必要に応じて行い、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めます。(基本法第90条の3、基本法第90条の4)</td> </tr> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>2. 罹災証明書の交付体制の整備</td> <td>生活再建チーム、消防チーム</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="3">災害時に罹災証明書の交付が迅速に行えるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めます。 また、火災時においても罹災証明書の交付が迅速に行えるよう、火災調査員の育成を行い、罹災証明書の交付に対し組織的な実施体制の整備に努めます。 ●協定等一覧 P.127。</td> </tr> </tbody> </table>	対策名	担当	関係機関	1. 被災者台帳の整備	生活再建チーム	-	個々の被災者の被害状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成を必要に応じて行い、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めます。(基本法第90条の3、基本法第90条の4)			対策名	担当	関係機関	2. 罹災証明書の交付体制の整備	生活再建チーム、消防チーム	-	災害時に罹災証明書の交付が迅速に行えるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めます。 また、火災時においても罹災証明書の交付が迅速に行えるよう、火災調査員の育成を行い、罹災証明書の交付に対し組織的な実施体制の整備に努めます。 ●協定等一覧 P.127。			<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被災者台帳の整備</td> <td>生活再建チーム</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="3">個々の被災者の被害状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成を必要に応じて行い、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めます。(基本法第90条の3、基本法第90条の4)</td> </tr> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>2. 罹災証明書の交付体制の整備</td> <td>生活再建チーム</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="3">災害時に罹災証明書の交付が迅速に行えるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めます。 ●協定等一覧 P.127。</td> </tr> </tbody> </table>	対策名	担当	関係機関	1. 被災者台帳の整備	生活再建チーム	-	個々の被災者の被害状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成を必要に応じて行い、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めます。(基本法第90条の3、基本法第90条の4)			対策名	担当	関係機関	2. 罹災証明書の交付体制の整備	生活再建チーム	-	災害時に罹災証明書の交付が迅速に行えるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めます。 ●協定等一覧 P.127。			修正	業務の見直し																		
対策名	担当	関係機関																																																									
1. 被災者台帳の整備	生活再建チーム	-																																																									
個々の被災者の被害状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成を必要に応じて行い、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めます。(基本法第90条の3、基本法第90条の4)																																																											
対策名	担当	関係機関																																																									
2. 罹災証明書の交付体制の整備	生活再建チーム、消防チーム	-																																																									
災害時に罹災証明書の交付が迅速に行えるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めます。 また、火災時においても罹災証明書の交付が迅速に行えるよう、火災調査員の育成を行い、罹災証明書の交付に対し組織的な実施体制の整備に努めます。 ●協定等一覧 P.127。																																																											
対策名	担当	関係機関																																																									
1. 被災者台帳の整備	生活再建チーム	-																																																									
個々の被災者の被害状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成を必要に応じて行い、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めます。(基本法第90条の3、基本法第90条の4)																																																											
対策名	担当	関係機関																																																									
2. 罹災証明書の交付体制の整備	生活再建チーム	-																																																									
災害時に罹災証明書の交付が迅速に行えるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めます。 ●協定等一覧 P.127。																																																											
108	第1章 災害応急活動の体制づくり 第16節 業務継続に備える	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 災害時優先業務の選定</td> <td>全ての課</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="3">災害時には、限られた人員の中で平常時と同様の業務を行うことはできません。また、直ちに対応を行わないと、人命や財産に関わる業務も多くあることから、積極的に通常業務を休止し災害対応を実施する災害対策本部要員として職員を派遣する必要があります。この状況の中でも継続する必要がある業務を、業務復旧目標時期から選定し実施します。</td> </tr> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>2. 人員の確保</td> <td>職員課</td> <td>三重県</td> </tr> <tr> <td colspan="3">発災直後には、本来必要な職員数を満たすだけの参集人員が不足しており、災害時優先業務の遂行に支障を来すことが予測されます。この不足分を補うため、横断的な人員調整や不足する人員分の応援要請を行います。</td> </tr> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>3. 庁舎、設備の対策</td> <td>総務課、施設管理課</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="3">業務を遂行するためには、事前に電力や情報システムなどの設備を確保しておくことが重要となり、災害時優先業務の継続に必要な設備や環境について不足や課題を整理し対処します。また、トイレトーパー等の日用品についてはローリングストックを行い、いつ被災しても業務が継続できる状態にします。</td> </tr> </tbody> </table>	対策名	担当	関係機関	1. 災害時優先業務の選定	全ての課	-	災害時には、限られた人員の中で平常時と同様の業務を行うことはできません。また、直ちに対応を行わないと、人命や財産に関わる業務も多くあることから、積極的に通常業務を休止し災害対応を実施する災害対策本部要員として職員を派遣する必要があります。この状況の中でも継続する必要がある業務を、業務復旧目標時期から選定し実施します。			対策名	担当	関係機関	2. 人員の確保	職員課	三重県	発災直後には、本来必要な職員数を満たすだけの参集人員が不足しており、災害時優先業務の遂行に支障を来すことが予測されます。この不足分を補うため、横断的な人員調整や不足する人員分の応援要請を行います。			対策名	担当	関係機関	3. 庁舎、設備の対策	総務課、施設管理課	-	業務を遂行するためには、事前に電力や情報システムなどの設備を確保しておくことが重要となり、災害時優先業務の継続に必要な設備や環境について不足や課題を整理し対処します。また、トイレトーパー等の日用品についてはローリングストックを行い、いつ被災しても業務が継続できる状態にします。			<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 災害時優先業務の選定</td> <td>全ての課</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="3">災害時には、限られた人員の中で平常時と同様の業務を行うことはできません。また、直ちに対応を行わないと、人命や財産に関わる業務も多くあることから、積極的に通常業務を休止し災害対応を実施する災害対策本部要員として職員を派遣する必要があります。この状況の中でも継続する必要がある業務を、業務復旧目標時期から選定し実施します。</td> </tr> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>2. 人員の確保</td> <td>職員課</td> <td>三重県</td> </tr> <tr> <td colspan="3">発災直後には、本来必要な職員数を満たすだけの参集人員が不足しており、災害時優先業務の遂行に支障を来すことが予測されます。この不足分を補うため、横断的な人員調整や不足する人員分の応援要請を行います。</td> </tr> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>3. 庁舎、設備の対策</td> <td>総務課、施設管理課</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="3">業務を遂行するためには、事前に電力や情報システムなどの設備を確保しておくことが重要となり、災害時優先業務の継続に必要な設備や環境について不足や課題を整理し対処します。</td> </tr> </tbody> </table>	対策名	担当	関係機関	1. 災害時優先業務の選定	全ての課	-	災害時には、限られた人員の中で平常時と同様の業務を行うことはできません。また、直ちに対応を行わないと、人命や財産に関わる業務も多くあることから、積極的に通常業務を休止し災害対応を実施する災害対策本部要員として職員を派遣する必要があります。この状況の中でも継続する必要がある業務を、業務復旧目標時期から選定し実施します。			対策名	担当	関係機関	2. 人員の確保	職員課	三重県	発災直後には、本来必要な職員数を満たすだけの参集人員が不足しており、災害時優先業務の遂行に支障を来すことが予測されます。この不足分を補うため、横断的な人員調整や不足する人員分の応援要請を行います。			対策名	担当	関係機関	3. 庁舎、設備の対策	総務課、施設管理課	-	業務を遂行するためには、事前に電力や情報システムなどの設備を確保しておくことが重要となり、災害時優先業務の継続に必要な設備や環境について不足や課題を整理し対処します。			追加	業務の見直し
対策名	担当	関係機関																																																									
1. 災害時優先業務の選定	全ての課	-																																																									
災害時には、限られた人員の中で平常時と同様の業務を行うことはできません。また、直ちに対応を行わないと、人命や財産に関わる業務も多くあることから、積極的に通常業務を休止し災害対応を実施する災害対策本部要員として職員を派遣する必要があります。この状況の中でも継続する必要がある業務を、業務復旧目標時期から選定し実施します。																																																											
対策名	担当	関係機関																																																									
2. 人員の確保	職員課	三重県																																																									
発災直後には、本来必要な職員数を満たすだけの参集人員が不足しており、災害時優先業務の遂行に支障を来すことが予測されます。この不足分を補うため、横断的な人員調整や不足する人員分の応援要請を行います。																																																											
対策名	担当	関係機関																																																									
3. 庁舎、設備の対策	総務課、施設管理課	-																																																									
業務を遂行するためには、事前に電力や情報システムなどの設備を確保しておくことが重要となり、災害時優先業務の継続に必要な設備や環境について不足や課題を整理し対処します。また、トイレトーパー等の日用品についてはローリングストックを行い、いつ被災しても業務が継続できる状態にします。																																																											
対策名	担当	関係機関																																																									
1. 災害時優先業務の選定	全ての課	-																																																									
災害時には、限られた人員の中で平常時と同様の業務を行うことはできません。また、直ちに対応を行わないと、人命や財産に関わる業務も多くあることから、積極的に通常業務を休止し災害対応を実施する災害対策本部要員として職員を派遣する必要があります。この状況の中でも継続する必要がある業務を、業務復旧目標時期から選定し実施します。																																																											
対策名	担当	関係機関																																																									
2. 人員の確保	職員課	三重県																																																									
発災直後には、本来必要な職員数を満たすだけの参集人員が不足しており、災害時優先業務の遂行に支障を来すことが予測されます。この不足分を補うため、横断的な人員調整や不足する人員分の応援要請を行います。																																																											
対策名	担当	関係機関																																																									
3. 庁舎、設備の対策	総務課、施設管理課	-																																																									
業務を遂行するためには、事前に電力や情報システムなどの設備を確保しておくことが重要となり、災害時優先業務の継続に必要な設備や環境について不足や課題を整理し対処します。																																																											

110	第2章 災害に強いまちづくり 第2節 治水防災計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 河川・排水路対策</td> <td>基盤整備課、維持課</td> <td>三重河川国道事務所、三重県</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>市内の河川・排水路の実態を把握し、災害発生危険が予想されるものについては改修事業の実施に努めます。また、国管理河川、県管理河川については国・県に改修の要望を行い、河川の決壊又は氾濫の防止に努めます。また、地域住民の自助による浸水被害の軽減を図るため、内水ハザードマップを公表します。</p> <p>●市内河川の整備目標 P.83</p> </td> </tr> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>2. ため池対策</td> <td>農林水産課</td> <td>三重県</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>市内のため池の状況を調査し台帳として整備を行い、老朽化度合い、危険度等に応じて改修計画を立てるとともに、これまでのハード整備と併せてハザードマップの作成や避難体制づくりなどのソフト対策の推進を図ります。</p> <p>市内のため池台帳のデータベース化により、県とオンラインによる情報共有を図ります。また、決壊時の影響範囲から防災重点ため池を設定し、県と連携して、改修計画を立てるとともに、ハード整備と併せて浸水想定区域図、ハザードマップの作成などのソフト対策の推進を図ります。</p> <p>●老朽ため池 P.84</p> </td> </tr> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>3. 公共下水道雨水施設の整備</td> <td>下水道建設課、下水道施設管理課</td> <td>三重河川国道事務所、三重県</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>風水害時に被害の拡大を防ぐよう公共下水道の維持、点検に努めます。また、公共下水道区域の整備済及び整備中の地区以外においても浸水等の被害が生じる地域があるため、調査や検討を行い、浸水対策に努めます。また、地域住民の自助による浸水被害の軽減を図るため、内水ハザードマップを公表します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	対策名	担当	関係機関	1. 河川・排水路対策	基盤整備課、維持課	三重河川国道事務所、三重県	<p>市内の河川・排水路の実態を把握し、災害発生危険が予想されるものについては改修事業の実施に努めます。また、国管理河川、県管理河川については国・県に改修の要望を行い、河川の決壊又は氾濫の防止に努めます。また、地域住民の自助による浸水被害の軽減を図るため、内水ハザードマップを公表します。</p> <p>●市内河川の整備目標 P.83</p>			対策名	担当	関係機関	2. ため池対策	農林水産課	三重県	<p>市内のため池の状況を調査し台帳として整備を行い、老朽化度合い、危険度等に応じて改修計画を立てるとともに、これまでのハード整備と併せてハザードマップの作成や避難体制づくりなどのソフト対策の推進を図ります。</p> <p>市内のため池台帳のデータベース化により、県とオンラインによる情報共有を図ります。また、決壊時の影響範囲から防災重点ため池を設定し、県と連携して、改修計画を立てるとともに、ハード整備と併せて浸水想定区域図、ハザードマップの作成などのソフト対策の推進を図ります。</p> <p>●老朽ため池 P.84</p>			対策名	担当	関係機関	3. 公共下水道雨水施設の整備	下水道建設課、下水道施設管理課	三重河川国道事務所、三重県	<p>風水害時に被害の拡大を防ぐよう公共下水道の維持、点検に努めます。また、公共下水道区域の整備済及び整備中の地区以外においても浸水等の被害が生じる地域があるため、調査や検討を行い、浸水対策に努めます。また、地域住民の自助による浸水被害の軽減を図るため、内水ハザードマップを公表します。</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 河川・排水路対策</td> <td>基盤整備課、維持課</td> <td>三重河川国道事務所、三重県</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>市内の河川・排水路の実態を把握し、災害発生危険が予想されるものについては改修事業の実施に努めます。また、国管理河川、県管理河川については国・県に改修の要望を行い、河川の決壊又は氾濫の防止に努めます。また、地域住民の自助による浸水被害の軽減を図るため、内水ハザードマップを公表します。</p> <p>●市内河川の整備目標 P.83</p> </td> </tr> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>2. ため池対策</td> <td>農林水産課</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>市内のため池の状況を調査し台帳として整備を行い、老朽化度合い、危険度等に応じて改修計画を立てるとともに、これまでのハード整備と併せてハザードマップの作成や避難体制づくりなどのソフト対策の推進を図ります。</p> <p>●老朽ため池 P.84</p> </td> </tr> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>3. 公共下水道雨水施設の整備</td> <td>下水道建設課</td> <td>三重河川国道事務所、三重県</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>風水害時に被害の拡大を防ぐよう公共下水道の維持、点検に努めます。また、公共下水道区域の整備済及び整備中の地区以外においても浸水等の被害が生じる地域があるため、調査や検討を行い、浸水対策に努めます。また、地域住民の自助による浸水被害の軽減を図るため、内水ハザードマップを公表します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	対策名	担当	関係機関	1. 河川・排水路対策	基盤整備課、維持課	三重河川国道事務所、三重県	<p>市内の河川・排水路の実態を把握し、災害発生危険が予想されるものについては改修事業の実施に努めます。また、国管理河川、県管理河川については国・県に改修の要望を行い、河川の決壊又は氾濫の防止に努めます。また、地域住民の自助による浸水被害の軽減を図るため、内水ハザードマップを公表します。</p> <p>●市内河川の整備目標 P.83</p>			対策名	担当	関係機関	2. ため池対策	農林水産課	-	<p>市内のため池の状況を調査し台帳として整備を行い、老朽化度合い、危険度等に応じて改修計画を立てるとともに、これまでのハード整備と併せてハザードマップの作成や避難体制づくりなどのソフト対策の推進を図ります。</p> <p>●老朽ため池 P.84</p>			対策名	担当	関係機関	3. 公共下水道雨水施設の整備	下水道建設課	三重河川国道事務所、三重県	<p>風水害時に被害の拡大を防ぐよう公共下水道の維持、点検に努めます。また、公共下水道区域の整備済及び整備中の地区以外においても浸水等の被害が生じる地域があるため、調査や検討を行い、浸水対策に努めます。また、地域住民の自助による浸水被害の軽減を図るため、内水ハザードマップを公表します。</p>			修正	業務内容の見直し
		対策名	担当	関係機関																																																							
		1. 河川・排水路対策	基盤整備課、維持課	三重河川国道事務所、三重県																																																							
<p>市内の河川・排水路の実態を把握し、災害発生危険が予想されるものについては改修事業の実施に努めます。また、国管理河川、県管理河川については国・県に改修の要望を行い、河川の決壊又は氾濫の防止に努めます。また、地域住民の自助による浸水被害の軽減を図るため、内水ハザードマップを公表します。</p> <p>●市内河川の整備目標 P.83</p>																																																											
対策名	担当	関係機関																																																									
2. ため池対策	農林水産課	三重県																																																									
<p>市内のため池の状況を調査し台帳として整備を行い、老朽化度合い、危険度等に応じて改修計画を立てるとともに、これまでのハード整備と併せてハザードマップの作成や避難体制づくりなどのソフト対策の推進を図ります。</p> <p>市内のため池台帳のデータベース化により、県とオンラインによる情報共有を図ります。また、決壊時の影響範囲から防災重点ため池を設定し、県と連携して、改修計画を立てるとともに、ハード整備と併せて浸水想定区域図、ハザードマップの作成などのソフト対策の推進を図ります。</p> <p>●老朽ため池 P.84</p>																																																											
対策名	担当	関係機関																																																									
3. 公共下水道雨水施設の整備	下水道建設課、下水道施設管理課	三重河川国道事務所、三重県																																																									
<p>風水害時に被害の拡大を防ぐよう公共下水道の維持、点検に努めます。また、公共下水道区域の整備済及び整備中の地区以外においても浸水等の被害が生じる地域があるため、調査や検討を行い、浸水対策に努めます。また、地域住民の自助による浸水被害の軽減を図るため、内水ハザードマップを公表します。</p>																																																											
対策名	担当	関係機関																																																									
1. 河川・排水路対策	基盤整備課、維持課	三重河川国道事務所、三重県																																																									
<p>市内の河川・排水路の実態を把握し、災害発生危険が予想されるものについては改修事業の実施に努めます。また、国管理河川、県管理河川については国・県に改修の要望を行い、河川の決壊又は氾濫の防止に努めます。また、地域住民の自助による浸水被害の軽減を図るため、内水ハザードマップを公表します。</p> <p>●市内河川の整備目標 P.83</p>																																																											
対策名	担当	関係機関																																																									
2. ため池対策	農林水産課	-																																																									
<p>市内のため池の状況を調査し台帳として整備を行い、老朽化度合い、危険度等に応じて改修計画を立てるとともに、これまでのハード整備と併せてハザードマップの作成や避難体制づくりなどのソフト対策の推進を図ります。</p> <p>●老朽ため池 P.84</p>																																																											
対策名	担当	関係機関																																																									
3. 公共下水道雨水施設の整備	下水道建設課	三重河川国道事務所、三重県																																																									
<p>風水害時に被害の拡大を防ぐよう公共下水道の維持、点検に努めます。また、公共下水道区域の整備済及び整備中の地区以外においても浸水等の被害が生じる地域があるため、調査や検討を行い、浸水対策に努めます。また、地域住民の自助による浸水被害の軽減を図るため、内水ハザードマップを公表します。</p>																																																											
111	第2章 災害に強いまちづくり 第3節 港湾、漁港、海岸施設防災計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 海岸保全対策</td> <td>農林水産課、監理課</td> <td>三重河川国道事務所、三重県</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画等に基づき、高潮津波波浪対策による生活基盤の安全性の確保、海岸侵食の防止、海岸環境の保全を図るとともに、現在防護を必要とする海岸の保全区域内の施設について整備を促進します。</p> </td> </tr> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>2. 港湾・漁港対策</td> <td>農林水産課、監理課</td> <td>三重河川国道事務所、三重県</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>港湾においては、宇治山田港湾整備を促進し、防災面を考慮した港湾整備を進めます。漁港は、施設の老朽化状況を調査し、施設の改良・更新による長寿命化を図ります。</p> <p>また、沿岸における定置網等の漁具及び養殖施設を台風、高潮、波浪等から防除するため、施設、定置網等の漁具等の撤去や養殖施設の避難又は養殖物の移動といった措置を指導します。</p> <p>また、漁船や漁具等を台風、高潮、波浪等から防除するため、漁協、漁業者と連携し、移動や撤去の措置を講じます。</p> </td> </tr> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>3. 海岸保全施設の整備</td> <td>農林水産課、監理課</td> <td>三重河川国道事務所、三重県</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>市域内の海岸保全施設において災害発生危険性が予想されるものについて、高潮や津波等により被害が生じるおそれがある地域を重点として、整備促進に努めるよう国や県に要望します。整備促進に努めるよう国や県に要望します。また、市が管理する施設の整備推進に努めます。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	対策名	担当	関係機関	1. 海岸保全対策	農林水産課、監理課	三重河川国道事務所、三重県	<p>三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画等に基づき、高潮津波波浪対策による生活基盤の安全性の確保、海岸侵食の防止、海岸環境の保全を図るとともに、現在防護を必要とする海岸の保全区域内の施設について整備を促進します。</p>			対策名	担当	関係機関	2. 港湾・漁港対策	農林水産課、監理課	三重河川国道事務所、三重県	<p>港湾においては、宇治山田港湾整備を促進し、防災面を考慮した港湾整備を進めます。漁港は、施設の老朽化状況を調査し、施設の改良・更新による長寿命化を図ります。</p> <p>また、沿岸における定置網等の漁具及び養殖施設を台風、高潮、波浪等から防除するため、施設、定置網等の漁具等の撤去や養殖施設の避難又は養殖物の移動といった措置を指導します。</p> <p>また、漁船や漁具等を台風、高潮、波浪等から防除するため、漁協、漁業者と連携し、移動や撤去の措置を講じます。</p>			対策名	担当	関係機関	3. 海岸保全施設の整備	農林水産課、監理課	三重河川国道事務所、三重県	<p>市域内の海岸保全施設において災害発生危険性が予想されるものについて、高潮や津波等により被害が生じるおそれがある地域を重点として、整備促進に努めるよう国や県に要望します。整備促進に努めるよう国や県に要望します。また、市が管理する施設の整備推進に努めます。</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 海岸保全対策</td> <td>監理課</td> <td>三重河川国道事務所、三重県</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画等に基づき、高潮津波波浪対策による生活基盤の安全性の確保、海岸侵食の防止、海岸環境の保全を図るとともに、現在防護を必要とする海岸の保全区域内の施設について整備を促進します。</p> </td> </tr> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>2. 港湾・漁港対策</td> <td>農林水産課、監理課</td> <td>三重河川国道事務所、三重県</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>港湾においては、宇治山田港湾整備を促進し、防災面を考慮した港湾整備を進めます。漁港は、施設の老朽化状況を調査し、施設の改良・更新による長寿命化を図ります。</p> <p>また、沿岸における定置網等の漁具及び養殖施設を台風、高潮、波浪等から防除するため、施設、定置網等の漁具等の撤去や養殖施設の避難又は養殖物の移動といった措置を指導します。</p> </td> </tr> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>3. 海岸保全施設の整備</td> <td>監理課</td> <td>三重河川国道事務所、三重県</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>市域内の海岸保全施設において災害発生危険性が予想されるものについて、高潮や津波等により被害が生じるおそれがある地域を重点として、整備促進に努めるよう国や県に要望します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	対策名	担当	関係機関	1. 海岸保全対策	監理課	三重河川国道事務所、三重県	<p>三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画等に基づき、高潮津波波浪対策による生活基盤の安全性の確保、海岸侵食の防止、海岸環境の保全を図るとともに、現在防護を必要とする海岸の保全区域内の施設について整備を促進します。</p>			対策名	担当	関係機関	2. 港湾・漁港対策	農林水産課、監理課	三重河川国道事務所、三重県	<p>港湾においては、宇治山田港湾整備を促進し、防災面を考慮した港湾整備を進めます。漁港は、施設の老朽化状況を調査し、施設の改良・更新による長寿命化を図ります。</p> <p>また、沿岸における定置網等の漁具及び養殖施設を台風、高潮、波浪等から防除するため、施設、定置網等の漁具等の撤去や養殖施設の避難又は養殖物の移動といった措置を指導します。</p>			対策名	担当	関係機関	3. 海岸保全施設の整備	監理課	三重河川国道事務所、三重県	<p>市域内の海岸保全施設において災害発生危険性が予想されるものについて、高潮や津波等により被害が生じるおそれがある地域を重点として、整備促進に努めるよう国や県に要望します。</p>			修正	業務内容の見直し
		対策名	担当	関係機関																																																							
		1. 海岸保全対策	農林水産課、監理課	三重河川国道事務所、三重県																																																							
<p>三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画等に基づき、高潮津波波浪対策による生活基盤の安全性の確保、海岸侵食の防止、海岸環境の保全を図るとともに、現在防護を必要とする海岸の保全区域内の施設について整備を促進します。</p>																																																											
対策名	担当	関係機関																																																									
2. 港湾・漁港対策	農林水産課、監理課	三重河川国道事務所、三重県																																																									
<p>港湾においては、宇治山田港湾整備を促進し、防災面を考慮した港湾整備を進めます。漁港は、施設の老朽化状況を調査し、施設の改良・更新による長寿命化を図ります。</p> <p>また、沿岸における定置網等の漁具及び養殖施設を台風、高潮、波浪等から防除するため、施設、定置網等の漁具等の撤去や養殖施設の避難又は養殖物の移動といった措置を指導します。</p> <p>また、漁船や漁具等を台風、高潮、波浪等から防除するため、漁協、漁業者と連携し、移動や撤去の措置を講じます。</p>																																																											
対策名	担当	関係機関																																																									
3. 海岸保全施設の整備	農林水産課、監理課	三重河川国道事務所、三重県																																																									
<p>市域内の海岸保全施設において災害発生危険性が予想されるものについて、高潮や津波等により被害が生じるおそれがある地域を重点として、整備促進に努めるよう国や県に要望します。整備促進に努めるよう国や県に要望します。また、市が管理する施設の整備推進に努めます。</p>																																																											
対策名	担当	関係機関																																																									
1. 海岸保全対策	監理課	三重河川国道事務所、三重県																																																									
<p>三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画等に基づき、高潮津波波浪対策による生活基盤の安全性の確保、海岸侵食の防止、海岸環境の保全を図るとともに、現在防護を必要とする海岸の保全区域内の施設について整備を促進します。</p>																																																											
対策名	担当	関係機関																																																									
2. 港湾・漁港対策	農林水産課、監理課	三重河川国道事務所、三重県																																																									
<p>港湾においては、宇治山田港湾整備を促進し、防災面を考慮した港湾整備を進めます。漁港は、施設の老朽化状況を調査し、施設の改良・更新による長寿命化を図ります。</p> <p>また、沿岸における定置網等の漁具及び養殖施設を台風、高潮、波浪等から防除するため、施設、定置網等の漁具等の撤去や養殖施設の避難又は養殖物の移動といった措置を指導します。</p>																																																											
対策名	担当	関係機関																																																									
3. 海岸保全施設の整備	監理課	三重河川国道事務所、三重県																																																									
<p>市域内の海岸保全施設において災害発生危険性が予想されるものについて、高潮や津波等により被害が生じるおそれがある地域を重点として、整備促進に努めるよう国や県に要望します。</p>																																																											
114	第2章 災害に強いまちづくり 第6節 上下水道施設災害予防計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 重要施設の耐震性の強化及び耐水化</td> <td>上下水道部</td> <td>三重県</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>災害による被害を最小限に抑えるため、重要施設の耐震性の強化及び耐水化を図ります。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	対策名	担当	関係機関	1. 重要施設の耐震性の強化及び耐水化	上下水道部	三重県	<p>災害による被害を最小限に抑えるため、重要施設の耐震性の強化及び耐水化を図ります。</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 重要施設の耐震性の強化</td> <td>上下水道部</td> <td>三重県</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>災害による被害を最小限に抑えるため、重要施設の耐震性の強化を図ります。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	対策名	担当	関係機関	1. 重要施設の耐震性の強化	上下水道部	三重県	<p>災害による被害を最小限に抑えるため、重要施設の耐震性の強化を図ります。</p>			修正	業務内容の見直し																																				
		対策名	担当	関係機関																																																							
1. 重要施設の耐震性の強化及び耐水化	上下水道部	三重県																																																									
<p>災害による被害を最小限に抑えるため、重要施設の耐震性の強化及び耐水化を図ります。</p>																																																											
対策名	担当	関係機関																																																									
1. 重要施設の耐震性の強化	上下水道部	三重県																																																									
<p>災害による被害を最小限に抑えるため、重要施設の耐震性の強化を図ります。</p>																																																											

120	第3章 災害発生・活動体制の立ち上げ 第4節 受援体制の確立	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務内容</th> <th>担当</th> <th>発災後 ～ 3時間</th> <th>3時間 ～ 24時間</th> <th>24時間 ～ 3日</th> <th>3日 ～ 7日</th> <th>7日 ～ 1ヶ月</th> <th>1ヶ月 ～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 応援要請</td> <td>全てのチーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">伊勢市のみでは災害対応が不可能な場合、又は不可能と予想される場合、自衛隊、緊急消防援助隊、海上保安庁、他市町等に対しては県を通じ、県、防災関係機関、協定先企業、協定先自治体に対しては直接応援要請を行います。（基本法第67条、基本法第68条、基本法第68条の2）</td> </tr> <tr> <td>2 応援の受け入れ、被災市 2区町村応援職員確保シ ステムに基づく応援要請</td> <td>後方支援チーム、企画 チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">総務省、三重県と連携し、大規模災害発生時に伊勢市のみでは災害対応業務を実施することが困難等であると見込まれるときは、「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」（総務省等）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援を要請します。</td> </tr> <tr> <td>3 応援の受け入れ</td> <td>全てのチーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">人的支援及び物的支援を受け入れ、応援機関等が円滑に活動できるよう、迅速な受け入れ態勢や活動体制の構築に努めます。</td> </tr> <tr> <td>4 支援申し出窓口</td> <td>後方支援チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">各種支援の申し出の窓口を一元化し、支援申出者を支援が必要な関係者と迅速に結びつけます。</td> </tr> <tr> <td>5 活動拠点の確保</td> <td>企画チーム、消防チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点を、倉田山公園のほか、佐八車庫、大仏山公園、五十鈴公園、県営サンアリーナ、市営宇治駐車場に確保します。</td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	1 応援要請	全てのチーム							伊勢市のみでは災害対応が不可能な場合、又は不可能と予想される場合、自衛隊、緊急消防援助隊、海上保安庁、他市町等に対しては県を通じ、県、防災関係機関、協定先企業、協定先自治体に対しては直接応援要請を行います。（基本法第67条、基本法第68条、基本法第68条の2）								2 応援の受け入れ、被災市 2区町村応援職員確保シ ステムに基づく応援要請	後方支援チーム、企画 チーム							総務省、三重県と連携し、大規模災害発生時に伊勢市のみでは災害対応業務を実施することが困難等であると見込まれるときは、「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」（総務省等）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援を要請します。								3 応援の受け入れ	全てのチーム							人的支援及び物的支援を受け入れ、応援機関等が円滑に活動できるよう、迅速な受け入れ態勢や活動体制の構築に努めます。								4 支援申し出窓口	後方支援チーム							各種支援の申し出の窓口を一元化し、支援申出者を支援が必要な関係者と迅速に結びつけます。								5 活動拠点の確保	企画チーム、消防チーム							自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点を、倉田山公園のほか、佐八車庫、大仏山公園、五十鈴公園、県営サンアリーナ、市営宇治駐車場に確保します。								<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務内容</th> <th>担当</th> <th>発災後 ～ 3時間</th> <th>3時間 ～ 24時間</th> <th>24時間 ～ 3日</th> <th>3日 ～ 7日</th> <th>7日 ～ 1ヶ月</th> <th>1ヶ月 ～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 応援要請</td> <td>全てのチーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">伊勢市のみでは災害対応が不可能な場合、又は不可能と予想される場合、自衛隊、緊急消防援助隊、海上保安庁、他市町等に対しては県を通じ、県、防災関係機関、協定先企業、協定先自治体に対しては直接応援要請を行います。（基本法第67条、基本法第68条、基本法第68条の2）</td> </tr> <tr> <td>2 応援の受け入れ</td> <td>全てのチーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">人的支援及び物的支援を受け入れ、応援機関等が円滑に活動できるよう、迅速な受入体制や活動体制の構築に努めます。</td> </tr> <tr> <td>3 支援申し出窓口</td> <td>後方支援チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">各種支援の申し出の窓口を一元化し、支援申出者を支援が必要な関係者と迅速に結びつけます。</td> </tr> <tr> <td>4 活動拠点の確保</td> <td>企画チーム、消防チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点を、倉田山公園のほか、佐八車庫、大仏山公園、五十鈴公園、県営サンアリーナ、市営宇治駐車場に確保します。</td> </tr> <tr> <td>5 応援を受けた場合の費用 負担</td> <td>後方支援チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">他の市町村等からの応援を受けた場合には、対策実施に掛かった経費は伊勢市で負担します。なお、伊勢市が費用を支弁するいとまがない場合には一時繰替え支弁を求め迅速に対応します。（基本法第92条）</td> </tr> <tr> <td>6 受援状況の取りまとめ</td> <td>後方支援チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">応援職員の受入れ数、活動場所、庁内からのニーズに対する過不足等を把握し受援状況の進行管理を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	1 応援要請	全てのチーム							伊勢市のみでは災害対応が不可能な場合、又は不可能と予想される場合、自衛隊、緊急消防援助隊、海上保安庁、他市町等に対しては県を通じ、県、防災関係機関、協定先企業、協定先自治体に対しては直接応援要請を行います。（基本法第67条、基本法第68条、基本法第68条の2）								2 応援の受け入れ	全てのチーム							人的支援及び物的支援を受け入れ、応援機関等が円滑に活動できるよう、迅速な受入体制や活動体制の構築に努めます。								3 支援申し出窓口	後方支援チーム							各種支援の申し出の窓口を一元化し、支援申出者を支援が必要な関係者と迅速に結びつけます。								4 活動拠点の確保	企画チーム、消防チーム							自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点を、倉田山公園のほか、佐八車庫、大仏山公園、五十鈴公園、県営サンアリーナ、市営宇治駐車場に確保します。								5 応援を受けた場合の費用 負担	後方支援チーム							他の市町村等からの応援を受けた場合には、対策実施に掛かった経費は伊勢市で負担します。なお、伊勢市が費用を支弁するいとまがない場合には一時繰替え支弁を求め迅速に対応します。（基本法第92条）								6 受援状況の取りまとめ	後方支援チーム							応援職員の受入れ数、活動場所、庁内からのニーズに対する過不足等を把握し受援状況の進行管理を行う。								新規	業務の見直し
		業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～																																																																																																																																																																																												
1 応援要請	全てのチーム																																																																																																																																																																																																				
伊勢市のみでは災害対応が不可能な場合、又は不可能と予想される場合、自衛隊、緊急消防援助隊、海上保安庁、他市町等に対しては県を通じ、県、防災関係機関、協定先企業、協定先自治体に対しては直接応援要請を行います。（基本法第67条、基本法第68条、基本法第68条の2）																																																																																																																																																																																																					
2 応援の受け入れ、被災市 2区町村応援職員確保シ ステムに基づく応援要請	後方支援チーム、企画 チーム																																																																																																																																																																																																				
総務省、三重県と連携し、大規模災害発生時に伊勢市のみでは災害対応業務を実施することが困難等であると見込まれるときは、「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」（総務省等）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援を要請します。																																																																																																																																																																																																					
3 応援の受け入れ	全てのチーム																																																																																																																																																																																																				
人的支援及び物的支援を受け入れ、応援機関等が円滑に活動できるよう、迅速な受け入れ態勢や活動体制の構築に努めます。																																																																																																																																																																																																					
4 支援申し出窓口	後方支援チーム																																																																																																																																																																																																				
各種支援の申し出の窓口を一元化し、支援申出者を支援が必要な関係者と迅速に結びつけます。																																																																																																																																																																																																					
5 活動拠点の確保	企画チーム、消防チーム																																																																																																																																																																																																				
自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点を、倉田山公園のほか、佐八車庫、大仏山公園、五十鈴公園、県営サンアリーナ、市営宇治駐車場に確保します。																																																																																																																																																																																																					
業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～																																																																																																																																																																																														
1 応援要請	全てのチーム																																																																																																																																																																																																				
伊勢市のみでは災害対応が不可能な場合、又は不可能と予想される場合、自衛隊、緊急消防援助隊、海上保安庁、他市町等に対しては県を通じ、県、防災関係機関、協定先企業、協定先自治体に対しては直接応援要請を行います。（基本法第67条、基本法第68条、基本法第68条の2）																																																																																																																																																																																																					
2 応援の受け入れ	全てのチーム																																																																																																																																																																																																				
人的支援及び物的支援を受け入れ、応援機関等が円滑に活動できるよう、迅速な受入体制や活動体制の構築に努めます。																																																																																																																																																																																																					
3 支援申し出窓口	後方支援チーム																																																																																																																																																																																																				
各種支援の申し出の窓口を一元化し、支援申出者を支援が必要な関係者と迅速に結びつけます。																																																																																																																																																																																																					
4 活動拠点の確保	企画チーム、消防チーム																																																																																																																																																																																																				
自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点を、倉田山公園のほか、佐八車庫、大仏山公園、五十鈴公園、県営サンアリーナ、市営宇治駐車場に確保します。																																																																																																																																																																																																					
5 応援を受けた場合の費用 負担	後方支援チーム																																																																																																																																																																																																				
他の市町村等からの応援を受けた場合には、対策実施に掛かった経費は伊勢市で負担します。なお、伊勢市が費用を支弁するいとまがない場合には一時繰替え支弁を求め迅速に対応します。（基本法第92条）																																																																																																																																																																																																					
6 受援状況の取りまとめ	後方支援チーム																																																																																																																																																																																																				
応援職員の受入れ数、活動場所、庁内からのニーズに対する過不足等を把握し受援状況の進行管理を行う。																																																																																																																																																																																																					
120	第3章 災害発生・活動体制の立ち上げ 第4節 受援体制の確立	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>6 応援を受けた場合の費用 負担</td> <td>後方支援チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">他の市町村等からの応援を受けた場合には、対策実施に掛かった経費は伊勢市で負担します。なお、伊勢市が費用を支弁するいとまがない場合には一時繰替え支弁を求め迅速に対応します。（基本法第92条）</td> </tr> <tr> <td>7 受援状況の取りまとめ</td> <td>後方支援チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">応援職員の受入れ数、活動場所、庁内からのニーズに対する過不足等を把握し受援状況の進行管理を行う。</td> </tr> <tr> <td>8 相互応援の強化</td> <td>後方支援チーム、企画 チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">三重県と連携し、他自治体との相互応援協定締結に当たっては、近隣の自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間での協定締結も考慮します。 また、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地に位置付けるなど、必要な準備を整えます。</td> </tr> <tr> <td>9 複合災害における応援要 請</td> <td>後方支援チーム、企画 チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">県及び関係機関と連携し、災害対応にあたる要因、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うとともに、外部からの応援を早期に要請するよう努める。</td> </tr> </tbody> </table>	6 応援を受けた場合の費用 負担	後方支援チーム							他の市町村等からの応援を受けた場合には、対策実施に掛かった経費は伊勢市で負担します。なお、伊勢市が費用を支弁するいとまがない場合には一時繰替え支弁を求め迅速に対応します。（基本法第92条）								7 受援状況の取りまとめ	後方支援チーム							応援職員の受入れ数、活動場所、庁内からのニーズに対する過不足等を把握し受援状況の進行管理を行う。								8 相互応援の強化	後方支援チーム、企画 チーム							三重県と連携し、他自治体との相互応援協定締結に当たっては、近隣の自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間での協定締結も考慮します。 また、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地に位置付けるなど、必要な準備を整えます。								9 複合災害における応援要 請	後方支援チーム、企画 チーム							県及び関係機関と連携し、災害対応にあたる要因、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うとともに、外部からの応援を早期に要請するよう努める。								新規	業務の見直し																																																																																																																																	
6 応援を受けた場合の費用 負担	後方支援チーム																																																																																																																																																																																																				
他の市町村等からの応援を受けた場合には、対策実施に掛かった経費は伊勢市で負担します。なお、伊勢市が費用を支弁するいとまがない場合には一時繰替え支弁を求め迅速に対応します。（基本法第92条）																																																																																																																																																																																																					
7 受援状況の取りまとめ	後方支援チーム																																																																																																																																																																																																				
応援職員の受入れ数、活動場所、庁内からのニーズに対する過不足等を把握し受援状況の進行管理を行う。																																																																																																																																																																																																					
8 相互応援の強化	後方支援チーム、企画 チーム																																																																																																																																																																																																				
三重県と連携し、他自治体との相互応援協定締結に当たっては、近隣の自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間での協定締結も考慮します。 また、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地に位置付けるなど、必要な準備を整えます。																																																																																																																																																																																																					
9 複合災害における応援要 請	後方支援チーム、企画 チーム																																																																																																																																																																																																				
県及び関係機関と連携し、災害対応にあたる要因、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うとともに、外部からの応援を早期に要請するよう努める。																																																																																																																																																																																																					

184		<p>伊勢市地域防災計画の沿革</p> <p>平成18年度 旧4市町村の地域防災計画をベースに作成 平成21年度 水防法の改正に伴い修正 平成23年度 災害対策本部設置基準の改正、担当課を明記 平成24年度 避難所指定基準の作成に伴う修正 平成25年度 災害対策基本法改正に伴う修正 平成26年度 災害対策基本法改正に伴う修正・南海トラフ地震 防災対策推進計画策定 平成27年度 東日本大震災の教訓を基に大規模改訂 平成28年度 洪水浸水想定区域図【宮川】の公表に伴う避難所 見直し及び熊本地震の教訓を基に改定 平成29年度 台風第21号の教訓を基に改定 平成30年度 施策の進展等を踏まえた改定 令和2年度 洪水浸水想定区域図【県管理河川】及び高潮浸水 想定区域図の公表、土砂災害警戒区域の指定に 伴う避難所見直し 避難勧告等に関するガイドライン(内閣府)の更新 に 伴う修正</p>	<p>伊勢市地域防災計画の沿革</p> <p>平成18年度 旧4市町村の地域防災計画をベースに作成 平成21年度 水防法の改正に伴い修正 平成23年度 災害対策本部設置基準の改正、担当課を明記 平成24年度 避難所指定基準の作成に伴う修正 平成25年度 災害対策基本法改正に伴う修正 平成26年度 災害対策基本法改正に伴う修正・南海トラフ地震防 災対策推進計画策定 平成27年度 東日本大震災の教訓を基に大規模改訂 平成28年度 洪水浸水想定区域図【宮川】の公表に伴う避難所 見直し及び熊本地震の教訓を基に改定 平成29年度 台風第21号の教訓を基に改定 平成30年度 施策の進展等を踏まえた改定</p>	新規	更新内容の追記
-----	--	--	---	----	---------

46	第2編 自助・共助に関する資料 4 避難勧告・指示(緊急)等の実施 機関	実施責任者	種別	要件
		市長 (【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始)	災害全般	必要な通知又は警告をすることにあたっては、要配慮者が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮します。(基本法第56条第2項)
		市長 (【警戒レベル4】避難勧告・指示(緊急))	災害全般	人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは勧告を、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断されたとき及び急を要すると認めるときは指示を行います。(基本法第80条)
		県知事	災害全般	災害により本部長(市長)が【警戒レベル4】避難勧告・指示(緊急)の措置を実施できない場合に、県知事が本部長(市長)の措置を代行します。県知事は代行した旨を公示し、市長に通知します。(基本法第80条第6項、第7項)
		警察官 海上保安官	災害全般	市長が避難指示できないと認めるとき又は市長から要求があったときは、避難を指示します。この場合直ちに市長に通知します。(基本法第81条)
		警察官	〃	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす恐れのある天災的危険な事態がある場合に、避難を命じます。(警察官職務執行法第4条)
		消防長又は消防署長	〃	ガス・火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合で、当該事故により火災が発生する恐れが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与える恐れがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、その区域における火気の使用を禁止し、その区域からの退去を命じ、出入りの禁止、若しくは制限を行います。(消防法第23条の2)
		消防吏員 消防団員	火災	火災現場において、消防警戒区域を設定し、その区域からの退去を命じ、出入を禁止若しくは制限します。(消防法第28条)
知事 知事の命を受けた職員・水防管理者	洪水	洪水により、著しい危険が切迫しているとき、 【警戒レベル4】避難指示(緊急) を行います。このとき、警察署長はこの旨を通知しなければなりません。(水防法第29条)		
知事 知事の命を受けた職員	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、 【警戒レベル4】避難指示(緊急) を行います。この場合警察署長に通知しなければなりません。(地すべり等防止法第25条)		
自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官が現場にいない場合に避難を指示します。(自衛隊法第94条)		

47	第2編 自助・共助に関する資料 5 避難行動要支援者対策計画	災害時要配慮者	避難行動要支援者
		外国人 妊婦 乳幼児 など	<p>下記のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 65歳以上のひとり暮らしの高齢者 ② 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方 ③ 要介護3以上の認定を受けている方 ④ 身体障害者手帳(肢体・内臓障がい1~2級、視覚・聴覚障がい1~3級)の交付を持っている方 ⑤ 療育手帳(程度区分A1、A2)の交付を持っている方 ⑥ 精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を持っている方 ⑦ 特定医療(指定難病)受給者証の交付を受けている方のうち人工呼吸器等救命人工呼吸器などを装着している方 <p>⑧ これらに準じる状態で、自ら支援が必要であることを申し出た方</p> <p>災害時要保護者 防災ささえあい名簿登録者</p> <p>避難行動要支援者のうち、自分自身の力や家族の支援のみでは避難することができないため、申請により災害時要保護者登録台帳へ登録された方</p> <p>※避難行動要支援者に該当しない方のうち、それに準じる状態であるため、自ら(家族や介助者等を含む)要保護者であることを申し出た方を含む</p> <p>避難行動要支援者のうち、自分や家族の支援だけでは避難することが困難で、避難支援等関係者(防災ささえあい名簿の提供先)に個人情報を提供することについて同意した人</p>

実施責任者	種別	要件
市長 (避難準備・高齢者等避難開始)	災害全般	必要な通知又は警告をすることにあたっては、要配慮者が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮します。(基本法第58条第2項)
市長 (勧告・指示)	災害全般	人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは勧告を、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断されたとき及び急を要すると認めるときは指示を行います。(基本法第80条)
県知事	災害全般	災害により本部長(市長)が避難勧告・指示(緊急)の措置を実施できない場合に、県知事が本部長(市長)の措置を代行します。県知事は代行した旨を公示し、市長に通知します。(基本法第80条第8項、第7項)
警察官 海上保安官	災害全般	市長が避難指示できないと認めるとき又は市長から要求があったときは、避難を指示します。この場合直ちに市長に通知します。(基本法第81条)
警察官	〃	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす恐れのある天災的危険な事態がある場合に、避難を命じます。(警察官職務執行法第4条)
消防長又は消防署長	〃	ガス・火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合で、当該事故により火災が発生する恐れが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与える恐れがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、その区域における火気の使用を禁止し、その区域からの退去を命じ、出入りの禁止、若しくは制限を行います。(消防法第23条の2)
消防吏員 消防団員	火災	火災現場において、消防警戒区域を設定し、その区域からの退去を命じ、出入を禁止若しくは制限します。(消防法第28条)
知事 知事の命を受けた職員・水防管理者	洪水	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるときは、 避難指示(緊急) を行います。このとき、警察署長はこの旨を通知しなければなりません。(水防法第29条)
知事 知事の命を受けた職員	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、 避難指示(緊急) を行います。この場合警察署長に通知しなければなりません。(地すべり等防止法第25条)
自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官が現場にいない場合に避難を指示します。(自衛隊法第94条)

災害時要配慮者	避難行動要支援者
外国人 妊婦 乳幼児 など	<p>下記のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 85歳以上のひとり暮らしの高齢者 ② 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方 ③ 要介護3以上の認定を受けている方 ④ 身体障害者手帳(肢体・内臓障がい1~2級、視覚・聴覚障がい1~3級)を持っている方 ⑤ 療育手帳(A1、A2)を持っている方 ⑥ 精神障害者保健福祉手帳(1級)を持っている方 ⑦ 特定医療(指定難病)受給者証の交付を受けている方のうち、人工呼吸器等装着者 <p>災害時要保護者</p> <p>避難行動要支援者のうち、自分自身の力や家族の支援のみでは避難することができないため、申請により災害時要保護者登録台帳へ登録された方</p> <p>※避難行動要支援者に該当しない方のうち、それに準じる状態であるため、自ら(家族や介助者等を含む)要保護者であることを申し出た方を含む</p>

追加及び修正

警戒レベル導入によるもの

修正

災害対策基本法第49条の改正による

47	第2編 自助・共助に関する資料 5 避難行動要支援者対策計画	<p>①避難行動要支援者 (1)避難行動要支援者の範囲 次に掲げる者人のうち、在宅の者人を避難行動要支援者とします。</p> <p>ア 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の人 イ 要介護3以上の認定を受けている人 ウ 身体障害者手帳(肢体・内部障がい1～2級、視覚・聴覚障がい1～3級)の交付を受けている人 エ 療育手帳(程度区分A1、A2)の交付を受けている人 オ 精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている人 カ 特定医療(指定難病)受給者証の交付を受けている人のうち人工呼吸器等装着者人工呼吸器などを装着している人 キ これらに準じる状態で、自ら支援が必要であることを申し出た人</p> <p>(2)避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>災害対策基本法に基づき、災害時等における避難行動要支援者の避難支援等を円滑に行うため、市が保有する情報から「避難行動要支援者名簿」を作成する。なお、特定医療(指定難病)受給者証の交付を受けている人のうち人工呼吸器などを装着している人については、三重県知事に対して必要な情報の提供を依頼します。</p> <p>(3)避難行動要支援者名簿の管理及び情報の更新 避難行動要支援者名簿については、高齢者支援課、障がい福祉課で管理します。また、保有する名簿は、電子データ及び紙媒体の双方で管理します。保有する名簿の情報の更新については、電子データは常に適正に保つよう努め、紙媒体は、年1回更新を行います。</p>	<p>①避難支援等関係者となる者 避難支援等関係者となる者は、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、地域包括支援センター、消防本部等とします。</p>	修正	災害対策基本法第49条の改正による
48	第2編 自助・共助に関する資料 5 避難行動要支援者対策計画	<p>②防災ささえあい名簿 (1)防災ささえあい名簿の作成 避難行動要支援者のうち、自分や家族等の支援だけでは避難することが困難で、避難支援等関係者(防災ささえあい名簿の提供先)に個人情報を提供することについて同意した人の名簿を平常時から避難支援等関係者へ提供します。名簿には次に掲げる事項を本人の同意に基づき記載します。</p> <p>ア 氏名 イ 住所 ウ 生年月日 エ 性別 オ 連絡先(電話番号など) カ 避難支援等を必要とする事由(要介護度など) キ その他必要と認める事項</p>	<p>②避難行動要支援者 (1)避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 次に掲げる者のうち在宅の者を避難行動要支援者とし、名簿を作成します。</p> <p>ア 65歳以上のひとり暮らしの者 イ 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の者 ウ 介護保険法に規定する要介護認定において、要介護3以上の認定を受けている者 エ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受け、肢体・内部障がい1～2級又は視覚・聴覚障がい1～2級に該当する者 オ 「療育手帳制度について」に規定する療育手帳の交付を受け、記載された障がいの程度区分のうちA1又はA2の判定を受けた者 カ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級に該当する者 キ 特定医療(指定難病)受給者証の交付を受けている方のうち、人工呼吸器等装着者</p>	修正	災害対策基本法第49条の改正による

48	第2編 自助・共助に関する資料 5 避難行動要支援者対策計画	<p>(2) 防災ささえあい名簿の管理 防災ささえあい名簿については、高齢・障がい課で管理します。また、保有する名簿は、電子データ及び紙媒体の双方で管理します。</p> <p>(3) 防災ささえあい名簿の情報の更新 名簿の更新については、電子データは常に適正に保つよう努め、紙媒体は、年1回更新を行います。また、避難支援等関係者は対象者の異動や状況の変化を把握した場合には、随時追加や修正を行うとともに、市へ報告することにより、常に内容を適正に保つよう努めます。</p>	<p>(2) 避難行動要支援者名簿の作成 避難行動要支援者名簿には対象者の氏名、生年月日、性別、住所、名簿掲載理由を記載します。</p> <p>ア 氏名 イ 生年月日 ウ 性別 エ 住所又は居所 オ 電話番号その他の連絡先 カ 避難支援等を必要とする事由 キ その他必要な事項</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法 名簿作成にあたっては、該当する者を把握するために、住民基本情報の照会及び市の関係部署への照合により情報を収集します。また、②(1)のキに該当する者については、三重県知事に対して必要な情報の提供を依頼します。</p> <p>(4) 避難行動要支援者名簿の管理及び情報の更新 避難行動要支援者名簿については、高齢者支援課で管理します。また、保有するデータの最新化による更新を年1回行うとともに、名簿記載内容の変更に係る情報を得た場合は適宜更新することにより、常に内容を適正に保つよう努めます。</p>	修正	災害対策基本法第49条の改正による
48	第2編 自助・共助に関する資料 5 避難行動要支援者対策計画	<p>③避難支援等関係者となる人 避難支援等関係者となる者は、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会、警察、地域包括支援センター、障害者相談支援センター(障害者手帳保持者のみ)、三重県聴覚障害者支援センター(聴覚障がいのある人のみ)とし、防災ささえあい名簿を提供します。また、名簿は提供しないが、情報提供をする機関として、介護サービス事業者、特定相談支援事業者(障害者手帳保持者のみ)とします。</p>	<p>③災害時要援護者 (1) 災害時要援護者登録台帳の作成 避難行動要支援者のうち、家族等の支援を得ることが困難等の理由から第三者の支援が必要であると市に申請をした者を「災害時要援護者」と位置づけ、災害時要援護者台帳を作成します。災害時要援護者は、市が避難行動要支援者へ意向調査を行った結果、災害時要援護者台帳への登録を希望する者で、かつ、避難支援等関係者への情報提供について同意を得られた者となります。また、台帳には次に掲げる事項を本人の同意に基づき記載します。</p> <p>ア 災害時要援護者情報(氏名、生年月日、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、居住建物の状況、避難所、身体等の状況等) イ 災害時要援護者の要件区分 ウ 緊急時の家族の連絡先(氏名、続柄、住所、電話番号、FAX番号等) エ 避難支援者情報(氏名、続柄、住所、電話番号、FAX番号等) オ かかりつけ医等 カ その他必要な事項</p>	修正	災害対策基本法第49条の改正による

48	第2編 自助・共助に関する資料 5 避難行動要支援者対策計画		<p>(2)災害時要援護者登録台帳の管理 災害時要援護者台帳は、高齢者支援課、危機管理課、避難支援等関係者が管理します。台帳の管理にあたっては、伊勢市個人情報保護条例に基づき適正に保管することとします。</p> <p>また、市が、法令等により守秘義務が課せられている関係機関以外と災害時要援護者登録台帳を共有する場合、情報の提供を受ける機関は、「災害時要援護者登録台帳の保管にかかる同意書」を市に提出するものとし、個人情報の漏洩が発生しないように十分なセキュリティ対策を講じるものとします。</p> <p>(3)災害時要援護者登録台帳の更新 市は、避難行動要支援者名簿の更新に合わせて災害時要援護者登録台帳の更新を行います。</p> <p>また、避難支援等関係者は対象者の異動や状況の変化を把握した場合は、災害時要援護者による確認のもと随時に追加や修正を行うとともに市へ報告することにより、常に内容を適正に保つよう努めます。</p>	修正	災害対策基本法第49条の改正による
48	第2編 自助・共助に関する資料 5 避難行動要支援者対策計画	<p>④避難支援等関係者の安全確保 災害時における避難支援については、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となります。したがって、市は、避難行動要支援者に対して避難支援について理解を得られるように努め、自助の重要性について啓発します。また、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域全体での話し合いのうえ、ルール作りをすることを推進し、避難支援等関係者の安全確保に努めます。</p>	<p>④災害時要配慮者への情報伝達 災害時における災害時要配慮者への情報伝達については、関係機関及び地域と連携して、必要な情報が遅滞なく伝達できるような体制を整備します。</p>	修正	災害対策基本法第49条の改正による
49	第2編 自助・共助に関する資料 5 避難行動要支援者対策計画	<p>⑤避難行動要支援者への情報伝達 災害時における避難行動要支援者への情報伝達については、関係機関及び地域と連携して、必要な情報が遅滞なく伝達できるような体制を整備します。</p>	<p>⑤避難支援等関係者の安全確保 災害時における避難支援については、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となります。したがって、市は、避難行動要支援者に対して避難支援について理解を得られるように努め、自助の重要性について啓発します。また、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域全体で話し合いのうえ、ルール作りをすることを推進し、避難支援等関係者の安全確保に努めます。</p>	修正	災害対策基本法第49条の改正による

第2編 自助・共助に関する資料
6 指定緊急避難場所及び指定避難場所の内容

①災害時指定避難場所一覧

NO.	所在地	名称	電話番号	指定避難所	津波緊急避難所	安全度ランク	災害対策基本法上の位置づけ					備考
							指定避難所	指定緊急避難場所				
								避難生活への対応	洪水への対応	土砂災害への対応	地震への対応	
1.	宇治館町 510.	三重交通 G スポーツの社 伊勢 (三重県総合合衆技場陸上競技場)	22-0189	○	-	☆☆☆	○	○	○	○	-	
2.	宇治館町 510.	三重交通 G スポーツの社 伊勢 体育館別棟 (三重県総合合衆技場陸上競技場体育館 (別棟))	22-0189	○	-	☆☆☆	○	○	○	○	-	
3.	宇治今在家町 511.	高麗広公民館 (ふれあい工房)	25-9551	○	-	▲	○	○	○	○	-	加立
4.	宇治浦田 2丁目 16-43.	進修小学校 校舎	22-2427	○	○	☆☆☆	○	○	○	○	○	自主
5.	宇治浦田 2丁目 16-43.	進修小学校 屋内運動場	22-2427	○	○	☆☆☆	○	○	○	○	○	自主
34.	神社連 294.	旧神社小学校 校舎	36-4666	○	○	▲	○	○	○	○	○	自主
35.		旧神社小学校 屋内運動場		○	○	☆☆	○	○	○	○	○	○
46.	大湊町 1118-194.	旧大湊小学校 校舎	36-4564	○	○	☆☆	○	○	○	○	○	
47.	大湊町 1118-194.	旧大湊小学校 屋内運動場	36-4564	○	○	☆☆	○	○	○	○	○	
48.	大湊町 1282.	みなと小学校 校舎	63-5320	○	○	☆☆	○	○	○	○	○	自主
49.	大湊町 1282.	みなと小学校 屋内運動場	63-5320	○	○	☆☆	○	○	○	○	○	自主
50.	伊勢市竹ヶ島町 99番地 36.	シンフォニアエンジニアリング株式会社	36-4479	○	○	☆☆	○	○	○	○	○	
48.	大湊町 1126.	三重県下水道公社 宮川浄化センター	36-3841	○	○	☆	○	○	○	○	○	
49.	大湊町 106-2.	明神ポンプ場	-	○	○	☆	○	○	○	○	○	
50.	大湊町 528-1.	大湊町 津波避難施設(タワー)	-	○	○	☆☆	○	○	○	○	○	
51.	神田久志本町 1645-2.	倉田山中学校 校舎	22-9415	○	○	▲	○	○	○	○	○	
52.	神田久志本町 1645-2.	倉田山中学校 屋内運動場	22-9415	○	○	☆☆☆	○	○	○	○	○	

①災害時指定避難場所一覧

NO.	所在地	名称	電話番号	指定避難所	津波緊急避難所	安全度ランク	災害対策基本法上の位置づけ					備考
							指定避難所	指定緊急避難場所				
								避難生活への対応	洪水への対応	土砂災害への対応	地震への対応	
1.	宇治館町 510.	三重交通 G スポーツの社 伊勢 (三重県総合合衆技場陸上競技場)	22-0189	○	-	☆☆☆	○	○	○	○	-	
2.	宇治館町 510.	三重交通 G スポーツの社 伊勢 体育館別棟 (三重県総合合衆技場陸上競技場体育館 (別棟))	22-0189	○	-	☆☆☆	○	○	○	○	-	
3.	宇治今在家町 511.	高麗広公民館 (ふれあい工房)	25-9551	○	-	▲	○	○	○	○	-	加立
4.	宇治浦田 2丁目 16-43.	進修小学校 校舎	22-2427	○	○	☆☆☆	○	○	○	○	○	自主
5.	宇治浦田 2丁目 16-43.	進修小学校 屋内運動場	22-2427	○	○	☆☆☆	○	○	○	○	○	自主
34.	神社連 294.	神社小学校 校舎	36-4666	○	○	▲	○	○	○	○	○	自主
35.		神社小学校 屋内運動場		○	○	☆☆	○	○	○	○	○	○
46.	大湊町 1118-194.	大湊小学校 校舎	36-4564	○	○	☆☆	○	○	○	○	○	
47.	大湊町 1118-194.	大湊小学校 屋内運動場	36-4564	○	○	☆☆	○	○	○	○	○	
48.	大湊町 1126.	三重県下水道公社 宮川浄化センター	36-3841	○	○	☆	○	○	○	○	○	
49.	大湊町 106-2.	明神ポンプ場	-	○	○	☆	○	○	○	○	○	
50.	大湊町 528-1.	大湊町 津波避難施設(タワー)	-	○	○	☆☆	○	○	○	○	○	
51.	神田久志本町 1645-2.	倉田山中学校 校舎	22-9415	○	○	▲	○	○	○	○	○	
52.	神田久志本町 1645-2.	倉田山中学校 屋内運動場	22-9415	○	○	☆☆☆	○	○	○	○	○	

修正

県管理河川の浸水想定区域図及び浸水深の公表、高潮浸水想定区域の公表、土砂災害警戒区域の指定によるもの

84.	村松町 3285-1.	北浜小学校 校舎	37-2127	○	○	▲	○	○	○	○	○	自主
85.		北浜小学校 屋内運動場		○	○	☆☆	○	○	○	○	○	○
88.	東大湊町 15.	旧北浜中学校 校舎	37-2142	○	○	☆☆	○	○	○	○	○	
89.		旧北浜中学校 屋内運動場		○	○	▲	○	○	○	○	○	○
90.	東大湊町 351.	東大湊小学校 校舎	37-2143	○	○	☆☆	○	○	○	○	○	
91.		東大湊小学校 屋内運動場		○	○	▲	○	○	○	○	○	○
112.	二見町荻 1500.	二見浦小学校 校舎	42-1120	○	○	▲	○	○	○	○	○	
113.		二見浦小学校 屋内運動場		○	○	☆☆	○	○	○	○	○	○
114.	二見町荻 2037-2.	二見中学校 校舎	42-1118	○	○	☆☆	○	○	○	○	○	
115.		二見中学校 屋内運動場		○	○	▲	○	○	○	○	○	○
116.	二見町西 886.	西コミュニティセンター	43-2230	○	○	☆	○	○	○	○	○	
117.	二見町今一色 3.	旧今一色小学校 屋内運動場	-	○	○	▲	○	○	○	○	○	

84.	村松町 3285-1.	北浜小学校 校舎	37-2127	○	○	▲	○	○	○	○	○	自主
85.		北浜小学校 屋内運動場		○	○	☆☆	○	○	○	○	○	○
88.	東大湊町 15.	旧北浜中学校 校舎	37-2142	○	○	☆☆	○	○	○	○	○	
89.		旧北浜中学校 屋内運動場		○	○	▲	○	○	○	○	○	○
90.	東大湊町 351.	東大湊小学校 校舎	37-2143	○	○	☆☆	○	○	○	○	○	
91.		東大湊小学校 屋内運動場		○	○	▲	○	○	○	○	○	○
112.	二見町荻 1500.	二見浦小学校 校舎	42-1120	○	○	▲	○	○	○	○	○	
113.		二見浦小学校 屋内運動場		○	○	☆☆	○	○	○	○	○	○
114.	二見町荻 2037-2.	二見中学校 校舎	42-1118	○	○	☆☆	○	○	○	○	○	
115.		二見中学校 屋内運動場		○	○	▲	○	○	○	○	○	○
116.	二見町西 886.	西コミュニティセンター	43-2230	○	○	☆	○	○	○	○	○	
117.	二見町今一色 3.	旧今一色小学校 屋内運動場	-	○	○	▲	○	○	○	○	○	

54	第2編 自助・共助に関する資料 6 指定緊急避難場所及び指定避難場所の内容	②福祉避難所												
		所在地	名称	電話番号	災害対策基本法の位置づけ	指定避難所	備考							
		19.	伊勢市二見町茶屋569番地75。	大石屋。	43-2074。	○。	民間							
		20.	二見町松下1693番地。	旅館 海の蝶。	44-1050。	○。	民間							
		21.	宇治浦田3丁目23-15。	特別養護老人ホーム 賀集楽。	20-1100。	○。	民間							
		22.		介護利用型ケアハウス 賀集楽。		○。	民間							
23.	伊勢市吹上1-3-26。	コンフォートホテル伊勢。	27-1811。	○。	民間									
24.	伊勢市吹上1-11-31。	伊勢シティホテル。	28-2111。	○。	民間									
25.	伊勢市吹上2-5-11。	伊勢シティホテルアネックス。	22-5100。	○。	民間									
127	第6編 協定等一覧	No.	名称	協定先	担当	No.	名称	協定先	担当	修正	協定締結に伴うもの			
		1.	集団災害救護活動協定書。	伊勢市医師会。	消防チーム。	1.	集団災害救護活動協定書。	伊勢市医師会。	消防チーム。					
		2.	災害時相互応援協定。	飯田市（覚書同日締結）。	企画チーム。	2.	災害時相互応援協定。	飯田市（覚書同日締結）。	企画チーム。					
		3.	三重県水道災害広域応援協定。	三重県・市町村・水道供給事業者。	上下水道チーム。	3.	三重県水道災害広域応援協定。	三重県・市町村・水道供給事業者。	上下水道チーム。					
		4.	公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定。	公益社団法人日本水道協会中部地方支部及び中部地方支部内の県支部。	上下水道チーム。	4.	公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定。	公益社団法人日本水道協会中部地方支部及び中部地方支部内の県支部。	上下水道チーム。					
		5.	三重県内消防相互応援協定。	三重県・市町村・消防一部事務組合。	消防チーム。	5.	三重県内消防相互応援協定。	三重県・市町村・消防一部事務組合。	消防チーム。					
		6.	災害発生時における伊勢市と伊勢市内郵便局の協力に関する協定。	伊勢市内郵便局。	危機管理課。	6.	災害発生時における伊勢市と伊勢市内郵便局の協力に関する協定。	伊勢市内郵便局。	危機管理課。					
		7.	避難場所の相互利用に関する覚書。	鳥羽市（堅神地区避難所の相互利用）。	危機管理課。	7.	避難場所の相互利用に関する覚書。	鳥羽市（堅神地区避難所の相互利用）。	危機管理課。					
		8.	災害時相互応援協定。	西桑市（覚書同日締結）。	企画チーム。	8.	災害時相互応援協定。	西桑市（覚書同日締結）。	企画チーム。					
		9.	三重県災害等廃棄物処理応援協定。	県内市町村、広域環境組合。	環境衛生チーム。	9.	三重県災害等廃棄物処理応援協定。	県内市町村、広域環境組合。	環境衛生チーム。					
		10.	津波に対する緊急避難施設としての使用に関する協定書。	伊勢警察署。	危機管理課。	10.	津波に対する緊急避難施設としての使用に関する協定書。	伊勢警察署。	危機管理課。					
		11.	災害時の葬祭業務に関する協定。	三重県葬祭業協同組合、伊勢農業協同組合、規格葬祭儀取扱指定6業者。	環境衛生チーム。	11.	災害時の葬祭業務に関する協定。	三重県葬祭業協同組合、伊勢農業協同組合、規格葬祭儀取扱指定6業者。	環境衛生チーム。					
		12.	災害時避難所要保護者応急措置協定書。	社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会。	避難所チーム。	12.	災害時避難所要保護者応急措置協定書。	社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会。	避難所チーム。					
		13.	災害時における特設公衆電話に関する協定。	西日本電信電話株式会社三重支店。	危機管理課。	13.	災害時における特設公衆電話に関する協定。	西日本電信電話株式会社三重支店。	危機管理課。					
		14.	災害時要保護者の要保護者避難所として施設等を使用することに関する協定書。	関係法人10団体（福祉避難所 1314施設）。	避難所チーム。	14.	災害時要保護者の福祉避難所として施設等を使用することに関する協定書。	関係法人10団体（福祉避難所13施設）。	避難所チーム。					
		48.	災害時における要保護者の輸送協力に関する協定書。	市内福祉タクシー業者85社。	避難所チーム。	48.	災害時における要保護者の輸送協力に関する協定書。	市内福祉タクシー業者8社。	避難所チーム。					
		63.	災害時における災害時要保護者避難行動要支援者の支援に関する協定書。	三重県。	避難所チーム。	63.	災害時における災害時要保護者の支援に関する協定書。	三重県。	避難所チーム。					
													追加及び修正	新たな協定の締結及び表現の適正化

127	第6編 協定等一覧	No.	名称	協定先	担当			新規	新たな協定の締結
		107.	災害時における災害時要配慮者に対する宿泊施設等の提供に関する協定書。	有限会社 大石屋。	避難所チーム。				
		108.	災害時における電気自動車による電力供給に関する協定書。	三重日産自動車株式会社、日産自動車株式会社。	環境衛生チーム。				
		109.	災害時要配慮者の福祉避難所として施設等を使用することに関する協定書。	株式会社 赤福。	環境衛生チーム。				
		110.	災害時における災害時要配慮者に対する宿泊施設等の提供に関する協定書。	株式会社 勝浦御苑。	避難所チーム。				
		111.	災害に係る情報発信等に関する協定。	ヤフー株式会社。	危機管理課。				
		112.	災害時要配慮者の福祉避難所として施設等を使用することに関する協定書。	社会福祉法人 賀集会。	避難所チーム。				
		113.	災害時における応急対策資機材の供給に関する協定書。	株式会社東海大阪レンタル。	物資チーム。				
		114.	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書。	株式会社ゼンリン。	危機管理課。				
		115.	各種災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集および情報連携に関する協定。	中部電力パワーグリッド株式会社。	危機管理課。				
		116.	応急対策資機材の供給に関する協定。	株式会社 キナン 伊勢営業所。	危機管理課。				
		117.	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書。	株式会社 油米。	危機管理課。				
		118.	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書。	株式会社 油米。	危機管理課。				
		119.	災害時における物資の輸送等に関する協定書。	ヤマト運輸株式会社 三重主管支店。	危機管理課。				
120.	災害時における災害時要配慮者に対する宿泊施設等の提供に関する協定書。	株式会社グリーンズ。	避難所チーム。						
121.	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書。	シンフォニアエンジニアリング株式会社。	危機管理課。						
122.	伊勢市・日本下水道事業団災害支援協定。	日本下水道事業団。	上下水道チーム。						
426	第8編 連絡先一覧 3 災害拠点病院	区分	病院名	所在地	電話番号			修正	災害拠点病院の追加
		基幹	県立総合医療センター。	四日市市大字日永 5450-132。	0593-45-2321。				
		地域	市立四日市病院。	四日市市芝田 2丁目 2-37。	059-354-1111。				
			三重県厚生連鈴鹿中央総合病院。	鈴鹿市安塚町字山之花 1275-53。	0593-82-1311。				
			いなべ総合病院。	いなべ市北勢町阿下喜 771。	0594-72-2000。				
			三重大学医学部附属病院。	津市江戸橋 2丁目 174。	059-232-1111。				
			上野総合市民病院。	伊賀市四十九町 831 番地。	0595-24-1111。				
			名張市立病院。	名張市百合が丘西 1 番町 178 番地。	0595-61-1100。				
			松阪市民病院。	松阪市殿町 1550。	0598-23-1515。				
			伊勢赤十字病院。	伊勢市船江 1 丁目 471-2。	0596-28-2171。				
			市立伊勢総合病院。	伊勢市桶部町 3038。	0596-23-5111。				
			県立志摩病院。	志摩市阿児町鶴方 1257。	0599-43-0501。				
			済生会松阪総合病院。	松阪市朝日町 1 区 15 番地 6。	0598-51-2828。				
			松阪中央総合病院。	松阪市川井町字小望 102。	0598-21-5252。				
尾鷲総合病院。	尾鷲市上野町 5-25。	05972-2-3111。							
基幹	県立総合医療センター。	四日市市大字日永 5450-132。	0593-45-2321。						
地域	市立四日市病院。	四日市市芝田 2丁目 2-37。	059-354-1111。						
	三重県厚生連鈴鹿中央総合病院。	鈴鹿市安塚町字山之花 1275-53。	0593-82-1311。						
	いなべ総合病院。	いなべ市北勢町阿下喜 771。	0594-72-2000。						
	三重大学医学部附属病院。	津市江戸橋 2丁目 174。	059-232-1111。						
	上野総合市民病院。	伊賀市四十九町 831 番地。	0595-24-1111。						
	名張市立病院。	名張市百合が丘西 1 番町 178 番地。	0595-61-1100。						
	松阪市民病院。	松阪市殿町 1550。	0598-23-1515。						
	伊勢赤十字病院。	伊勢市船江 1 丁目 471-2。	0596-28-2171。						
	県立志摩病院。	志摩市阿児町鶴方 1257。	0599-43-0501。						
	済生会松阪総合病院。	松阪市朝日町 1 区 15 番地 6。	0598-51-2828。						
	松阪中央総合病院。	松阪市川井町字小望 102。	0598-21-5252。						
	尾鷲総合病院。	尾鷲市上野町 5-25。	05972-2-3111。						

450	第9編 法令等一覧 第6項 災害救助法による救助の程度と期間	援助の種類 避難所の設置	対象 災害により現に被害を受け、又は、受けるおそれのある者に供与する。	費用の限度額 (基本額) 避難所設置費。 1人1日当たり 420,830 円以内。 (加算額) 冬期 別に定める額を加算。 高齢者等の要保護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	期間 災害発生の日から7日以内。	備考 1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上。 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活しているものへの健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。
		援助の種類 応急仮設住宅の供与	対象 住家が全壊、全壊又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者。	費用の限度額 1 1戸あたりの規模及びその費用は、基準告示に定める規模及び額以内とする。 ・単身用(8坪タイプ:18.8㎡) ・小家族用(9坪タイプ:29.7㎡) ・大家族用(12坪タイプ:38.6㎡) 2 限度額 1戸あたり 5,810,000 円、714,000円以内。 3 概ね50戸以上設置した場合は、集会所等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は内閣府と協議が必要)	期間 災害発生の日から20日以内着工。	備考 1 地域の実情や世帯構成等に応じて多様なタイプの応急仮設住宅を提供する。 2 バリアフリー仕様とすることが望ましく、街並みや地域社会づくりにも配慮する。 3 供与期間 2年以内。 4 民間賃貸住宅の借り上げによる施設も対象とする。
		援助の種類 炊き出しその他による食品の供与	対象 1 避難所に収容された者。 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者。	費用の限度額 1 1人1日当たり 1,491,160 円以内。	期間 災害発生の日から7日以内。	備考 食品給与のための総経費を送給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は178日)

450	第9編 法令等一覧 第6項 災害救助法による救助の程度と期間	援助の種類 避難所の設置	対象 災害により現に被害を受け、又は、受けるおそれのある者に供与する。	費用の限度額 (基本額) 避難所設置費。 1人1日当たり 820 円以内。 (加算額) 冬期 別に定める額を加算。 高齢者等の要保護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	期間 災害発生の日から7日以内。	備考 1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上。
		援助の種類 応急仮設住宅の供与	対象 住家が全壊、全壊又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者。	費用の限度額 1 1戸あたりの規模及びその費用は、基準告示に定める規模及び額以内とする。 ・単身用(6坪タイプ:18.8㎡) ・小家族用(9坪タイプ:29.7㎡) ・大家族用(12坪タイプ:38.6㎡) 2 限度額 1戸あたり 5,810,000 円以内。 3 概ね50戸以上設置した場合は、集会所等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は内閣府と協議が必要)	期間 災害発生の日から20日以内着工。	備考 1 地域の実情や世帯構成等に応じて多様なタイプの応急仮設住宅を提供する。 2 バリアフリー仕様とすることが望ましく、街並みや地域社会づくりにも配慮する。 3 供与期間 2年以内。 4 民間賃貸住宅の借り上げによる施設も対象とする。

修正、新規
災害救助法の改正による

450	第9編 法令等一覧 第6項 災害救助法による救助の程度と期間	援助の種類 被災、寝具その他生活必需品の給与または貸与。	対象 全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被災、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。	費用の限度額 1 夏季(4月~9月) 冬季(10月~3月)の季節別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記の金額の範囲内。	期間 災害発生の日から10日以内。	備考 1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額。 2 現物給付に限ること。																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="8">1人当たりに相当する金額</th> </tr> <tr> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人世帯</th> <th>7人世帯</th> <th>8人世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊全焼</td> <td>夏</td> <td>18,800</td> <td>24,200</td> <td>35,800</td> <td>42,800</td> <td>54,200</td> <td>7,900</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>31,200</td> <td>40,400</td> <td>56,200</td> <td>65,700</td> <td>82,700</td> <td>11,400</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊半焼</td> <td>夏</td> <td>6,000</td> <td>8,300</td> <td>12,400</td> <td>15,100</td> <td>19,000</td> <td>2,600</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>10,000</td> <td>13,000</td> <td>18,400</td> <td>21,900</td> <td>27,600</td> <td>3,600</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						区分	1人当たりに相当する金額								1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	全壊全焼	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400			半壊半焼	夏	6,000	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600			冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
		区分	1人当たりに相当する金額																																																											
1人世帯	2人世帯		3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯																																																						
全壊全焼	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900																																																							
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400																																																							
半壊半焼	夏	6,000	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600																																																							
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600																																																							
援助の種類 被災した住宅の応急修理。	対象 1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者。 2 大規模な補修を行わなければならない程度に住家が半壊(焼)した者。	費用の限度額 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限の部分1世帯当たり 834,000 円、585,000円以内。	期間 災害発生の日から1ヵ月以内。	備考 1 空家は対象外。 2 被災住宅復旧工事補助金との併用は不可。																																																										

450	第9編 法令等一覧 第6項 災害救助法による救助の程度と期間	援助の種類 被災、寝具その他生活必需品の給与または貸与。	対象 全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被災、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。	費用の限度額 1 夏季(4月~9月) 冬季(10月~3月)の季節別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記の金額の範囲内。	期間 災害発生の日から10日以内。	備考 1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額。 2 現物給付に限ること。																																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="8">1人当たりに相当する金額</th> </tr> <tr> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人世帯</th> <th>7人世帯</th> <th>8人世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊全焼</td> <td>夏</td> <td>18,800</td> <td>24,200</td> <td>35,800</td> <td>42,800</td> <td>54,200</td> <td>7,900</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>31,200</td> <td>40,400</td> <td>56,200</td> <td>65,700</td> <td>82,700</td> <td>11,400</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊半焼</td> <td>夏</td> <td>6,000</td> <td>8,300</td> <td>12,400</td> <td>15,100</td> <td>19,000</td> <td>2,600</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>10,000</td> <td>13,000</td> <td>18,400</td> <td>21,900</td> <td>27,600</td> <td>3,600</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						区分	1人当たりに相当する金額								1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	全壊全焼	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400			半壊半焼	夏	6,000	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600			冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
区分	1人当たりに相当する金額																																																											
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯																																																				
全壊全焼	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900																																																					
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400																																																					
半壊半焼	夏	6,000	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600																																																					
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600																																																					
援助の種類 被災した住宅の応急修理。	対象 1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者。 2 大規模な補修を行わなければならない程度に住家が半壊(焼)した者。	費用の限度額 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限の部分1世帯当たり 834,000 円、584,000円以内。	期間 災害発生の日から1ヵ月以内。	備考 1 空家は対象外。 2 被災住宅復旧工事補助金との併用は不可。																																																								

修正、新規
災害救助法の改正による

450 第9編 法令等一覧
第6項 災害救助法による救助の程度と期間

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内。 小学校児童 4,404,500円。 中学校生徒 4,704,800円。 高等学校等生徒 5,105,200円。	災害発生の日から、 （教科書）1ヵ月以内。 （文房具及び通学用品）15日以内。	1 備蓄物資は評価額。 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内。 小学校児童 4,400円。 中学校生徒 4,700円。 高等学校等生徒 5,100円。	災害発生の日から、 （教科書）1ヵ月以内。 （文房具及び通学用品）15日以内。	1 備蓄物資は評価額。 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給。	1体当たり。 大人（12歳以上）211,300円以内。 小人（12歳未満）188,300円以内。	災害発生の日から10日以内。	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。	埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給。	1体当たり。 大人（12歳以上）211,300円以内。 小人（12歳未満）188,300円以内。	災害発生の日から10日以内。	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 4,403,500円以内。 既存建物借上費、通常の実費。 既存建物以外、1体当たり、5,305,400円以内。 検案 救護班以外は償行料金。	災害発生の日から10日以内。	1 検案は原則として救護班。 2 輸送費、人件費は、別途計上。 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,400円以内。 既存建物借上費、通常の実費。 既存建物以外、1体当たり、5,300円以内。 検案 救護班以外は償行料金。	災害発生の日から10日以内。	1 検案は原則として救護班。 2 輸送費、人件費は、別途計上。 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力で除去することのできない者。	1世帯当たり、185,400円以内。	災害発生の日から10日以内。		障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力で除去することのできない者。	1世帯当たり、185,400円以内。	災害発生の日から10日以内。	

修正、新規
災害救助法の改正による

450	第9編 法令等一覧 第6項 災害救助法による救助の程度と期間	救助の事務を行うのに必要な費用。	<ol style="list-style-type: none"> 1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上。 3 旅費。 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）。 5 使用料及び賃借料。 6 通信運搬料。 7 委託料。 	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第18号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分されるが額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精査する事務を行う期間以内。	災害救助費の精査事務を行うのに要した経費も含む。	新規	災害救助法の改正による
453	第10編 用語集等 1 用語集	さ 行。	<p>災害救助法。</p> <p>災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的として制定された法律。（昭和22年10月18日法律第118号）。</p> <p>災害拠点病院。</p> <p>緊急事態に24時間対応し、災害発生時に被災地内の重症の傷病者を受け入れ、また、搬送し、医師団を派遣するなど、地域の医療活動の中心となる機能を備えた病院。</p> <p>災害時要配慮者。</p> <p>高齢者、障がい者、乳幼児、観光客、外国人等の防災施策において特に配慮を要する方。</p> <p>避難行動要支援者</p> <p>災害時要配慮者のうち、要介護状態の高齢者や重度障がい者等、避難行動に支援を必要とする方。</p> <p>災害時要援護者。</p> <p>避難行動要支援者のうち、自分自身の方や家族等の支援のみでは避難することが困難で第三者の支援が必要であると市に申請をした方。</p> <p>避難行動要支援者。</p> <p>災害時要配慮者のうち、要介護状態の高齢者や重度障がい者等、避難行動に支援を必要とする方。</p> <p>避難指示（緊急）。</p> <p>災害によって被害の危険性が非常に高まった地域の住民に対して、強く避難を求めるもの。</p> <p>避難準備・高齢者等避難開始。</p> <p>住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、高齢者や障がい者などの災害時要援護者、避難行動要支援者に対して、早期の避難行動の開始を求めるもの。</p>	さ 行。	<p>災害救助法。</p> <p>災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的として制定された法律。（昭和22年10月18日法律第118号）。</p> <p>災害拠点病院。</p> <p>緊急事態に24時間対応し、災害発生時に被災地内の重症の傷病者を受け入れ、また、搬送し、医師団を派遣するなど、地域の医療活動の中心となる機能を備えた病院。</p> <p>災害時要配慮者。</p> <p>高齢者、障がい者、乳幼児、観光客、外国人等の防災施策において特に配慮を要する方。</p> <p>避難行動要支援者。</p> <p>災害時要配慮者のうち、要介護状態の高齢者や重度障がい者等、避難行動に支援を必要とする方。</p> <p>災害時要援護者。</p> <p>避難行動要支援者のうち、自分自身の方や家族等の支援のみでは避難することが困難で第三者の支援が必要であると市に申請をした方。</p> <p>避難指示（緊急）。</p> <p>災害によって被害の危険性が非常に高まった地域の住民に対して、強く避難を求めるもの。</p> <p>避難準備・高齢者等避難開始。</p> <p>住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、高齢者や障がい者などの災害時要援護者に対して、早期の避難行動の開始を求めるもの。</p>	修正	災害対策基本法第49条の改正による	